

上士幌町
災害発生時の職員初動マニュアル

上士幌町
上士幌町災害対策本部

■ 目 次 ■

1. 本マニュアルの目的	1
2. 職員初動マニュアルの範囲	1
3. 応急対策の流れ	2
4. 職員の責務	3
5. 組織及び活動の概要（本マニュアルの構成）	4
6. 非常配備体制	5
(1) 配備体制における指揮者	5
(2) 非常配備体制の基準	6
7. 災害対策本部	8
(1) 災害対策本部の設置基準	8
(2) 災害対策本部の設置	8
(3) 災害対策本部設置の連絡	9
(4) 災害対策本部設置後の準備	9
(5) 本部員会議の開催	9
(6) 本部員会議の協議内容	9
(7) 災害対策本部の組織	10
(8) 災害対策本部の事務分掌（業務分担）	11
8. 職員の動員・参集	15
(1) 実施要領（配備要員）	16
(2) 伝達系統及び伝達方法	17
(3) 職員の非常登庁	18
9. 情報の収集・連絡	19
(1) 各部班における情報の収集と報告等	19
(2) 参集途上における情報の収集と報告等	19
(3) 各所管施設等、調査活動担当一覧	20
10. 各部班の初動対応	21
(1) 初動対応フロー	21
(2) 各部班ごとの初動対応	23
【1】本部統括（本部事務局）	24
【2】総務対策部	26
【3】町民対策部	29
【4】産業対策部	36
【5】建設対策部	38
【6】教育対策部	43

■ 目 次 ■

11. 避難誘導等	45
(1) 避難の勧告、指示区分の基準	45
(2) 勧告・指示伝達事項	46
(3) 住民への周知及び関係機関への連絡	46
(4) 避難誘導	46
(5) 避難誘導要領	47
【参考資料】 避難所及び避難場所	48
【参考資料】 避難者カード（書式例）	49
【参考資料】 震度と被害の目安	50
【参考資料】 「注意報基準」（帯広測候所）	51
【参考資料】 「警報基準」（帯広測候所）	52
●記録的短時間大雨情報	52
【参考資料】 風水害等の種類と特性	53
【参考資料】 雨の強さと降り方	54
【参考資料】 風の強さと吹き方	55
【参考資料】 土砂災害の前兆現象	56
【参考資料】 被害状況判定基準	58
【参考資料】 洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言） でまとめられた「改善を行う用語・表現」	62
【参考様式】	64
■様式1 災害情報報告	64
■様式2 被害状況報告（速報・中間・最終）	65
■様式3 関係被害状況報告	67
■様式4 災害対策活動実施状況	68

1. 本マニュアルの目的

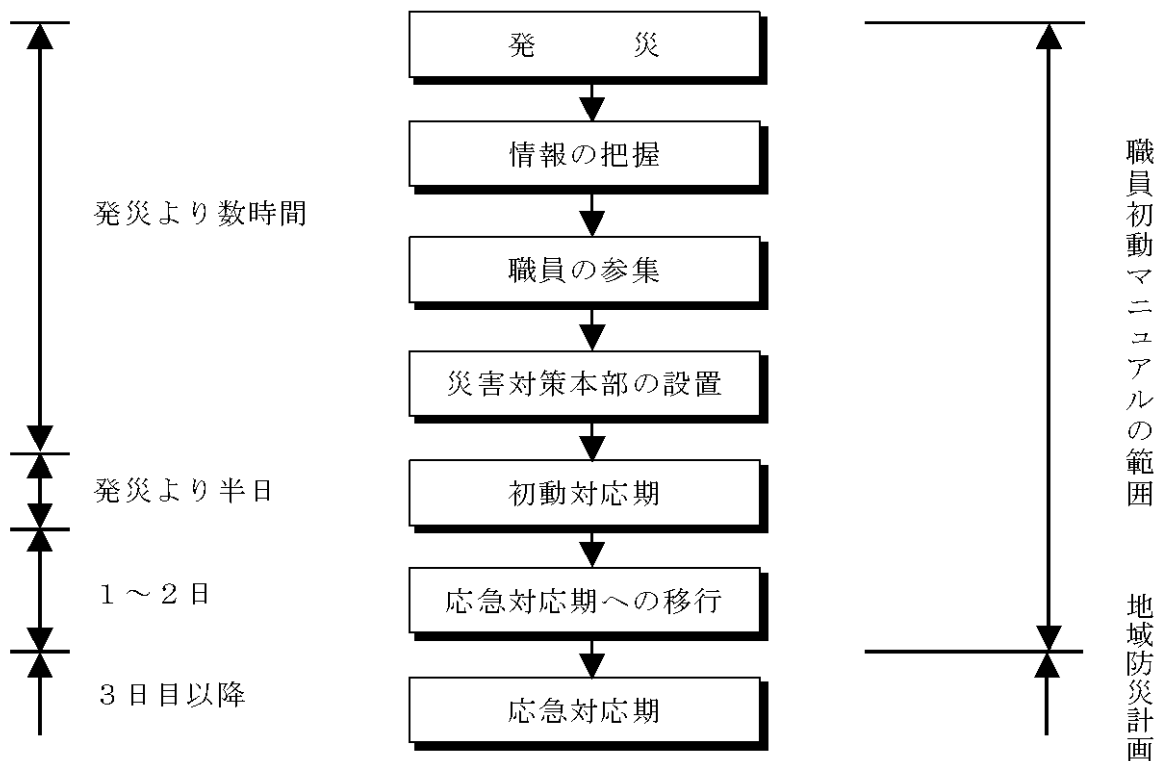
災害時において、被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策を実施するうえで、配備の決定、災害対策本部の設置、職員の参集、情報の収集、的確な避難誘導・指示等の初動期における対応が非常に重要となる。

本マニュアルは、災害発生時から48時間までの初動期を中心に各部署が実施すべき応急対策を整理し、災害時に職員一人ひとりが、迅速かつ適正に災害対策を実施できることを目的として作成する。

2. 職員初動マニュアルの範囲

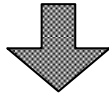
本マニュアルは、災害が発生しそうな場合、あるいは万が一発生した場合に最も重要でかつ混乱が予想される、発災より数時間、半日、1～2日までの初動対応期を念頭に構成している。

引き続き3日以降に行われる災害応急対策の本体制業務については、「地域防災計画」に基づいて対応する。



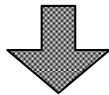
3. 応急対策の流れ

(1) 発災より
数時間



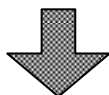
発災より数時間は、職員の動員と同時に、およその被害状況等の情報が収集される。また、速やかに本部準備班会議で、災害対策本部の設置が検討される時期である。

(2) 発災より
半日



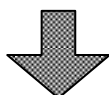
災害対策本部が設置され、組織的にさらに詳細な情報が収集される。
災害対策本部の設置により、応急対策の活動方針が決定され、給水等一部の応急活動が展開される時期である。

(3) 1～2日



本格的に応急活動が開始される時期である。

(4) 3～6日



引き続き応急活動が行われ、交替要員の確保等、継続的に活動を行うための対策が必要となる時期である。

(5) 1週間～

広報、相談窓口等、各種の住民への支援活動や活動のとりまとめ、活動の経費負担等の活動が中心となり、応急対策活動から応急復旧、日常業務へ移行する時期である。

4. 職員の責務

職員は、住民の安全を確保するため、本マニュアルの習熟に努めるとともに、次の項目について日頃から心がける。

(1) 判断力の養成

災害時は課部局長の不在等により、各自が緊急に判断しなくてはならない状況が発生するため、的確な判断ができるよう、日頃から災害、救急に関する知識の習熟に努める。

(2) 連絡体制の明確化

災害時は連絡手段が途絶する可能性があるため、日頃から災害時の様々な状況を想定し、各課部局における連絡先、連絡手段を明確にしておく。

(3) 優先順位をふまえた積極的な対応

応急対策の実施において、災害時は多くの活動をほぼ同時に行わなくてはならない場合が発生するため、優先順位をふまえ、積極的な対応にあたる。

(4) 情報の収集と連絡

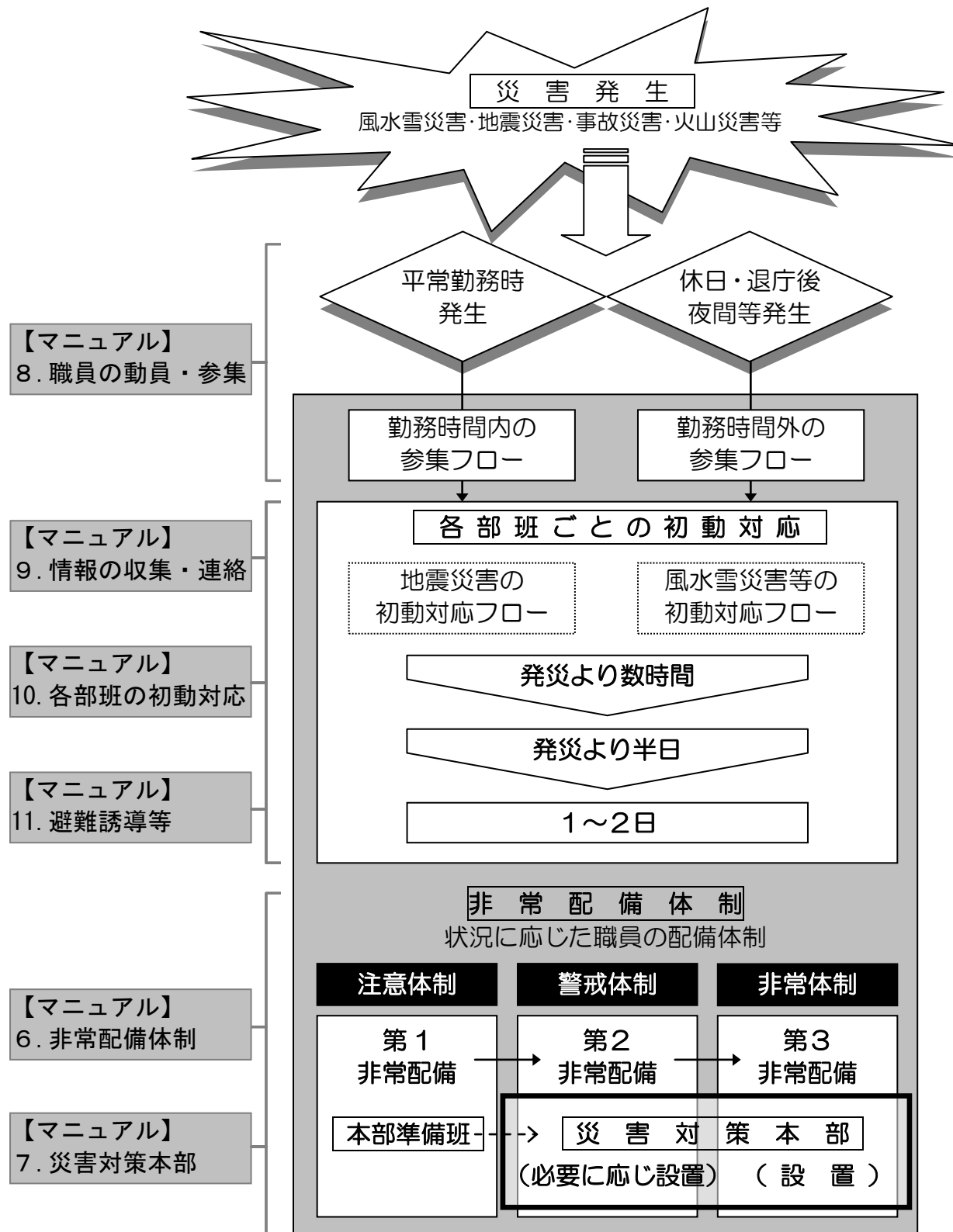
災害後の実施すべき対応は、時間の経過、応急対策の実施状況等により変化するため、新しい情報の収集に努めるとともに、各自が収集した情報、応急対策の実施状況等の報告を行う。

(5) 被災者への親切な対応

災害による家族の死亡や財産損壊による精神的打撃を考慮し、温かい配慮で接し、軽率な言動は慎むこと。

5. 組織及び活動の概要（本マニュアルの構成）

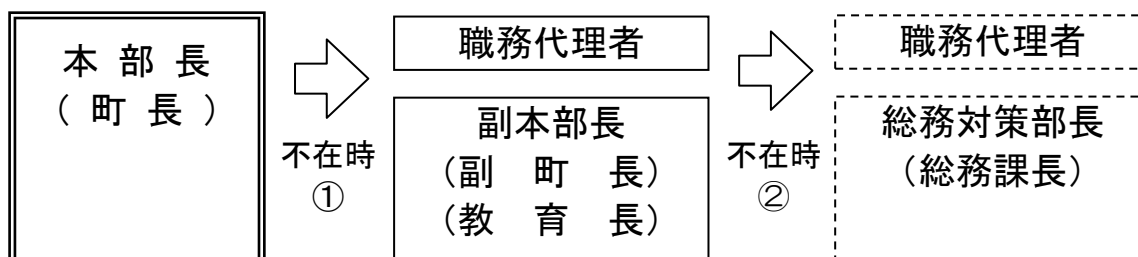
災害発生時における本町の組織体制並びにその活動の全体像と、本マニュアルの構成との関係を次に示す。



6. 非常配備体制

(1) 配備体制における指揮者

本部長（町長）不在時の指揮命令系統の確立のため、職務代理者を次のように定めておくものとする。



① 非常配備体制

被害の軽減及び災害発生後における応急対策の迅速な推進を図るため、非常配備の体制をとる。

ただし、災害対策本部が設置されない場合であっても、非常配備に関する基準により配備の体制をとることがある。

② 配備体制の種別

本部長（町長）は、非常配備体制の基準に基づいて、第1非常配備、第2非常配備、第3非常配備を発令する。

③ 非常配備体制の解除

本部長（町長）は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策が概ね完了したと認められる時、配備体制を解除する。

(2) 非常配備体制の基準

種 別	第 1 非常配備（注意体制）
<p>配備基準</p>	<p>【風水害等】</p> <p>1 局地的に災害が発生し、初期の災害対策を実施する必要があるとき。</p> <p>2 今後さらに被害が増加するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>3 震度4の地震が発生したとき。</p>
<p>配備体制 (本部準備班)</p>	<p>1 次の課部局長を招集し、巡視、情報収集にあたる。</p> <p>○総務課 ○企画財政課 ○建設課 ○保健福祉課 ○農林課 ○商工観光課 ○消防署</p> <p>2 状況に応じ、その他の課部局長を招集する。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備体制に移行しうる体制とする。</p>
<p>活動内容</p>	<p>1 総務課長は、気象等に関する情報及び災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。</p> <p>2 総務課長は、関係課部局と情報の収集及び連絡にあたる。</p> <p>3 関係課部局長は、次の措置をとり、その状況を総務課長に報告する。</p> <p>① 初期の災害対策活動にあたる。</p> <p>② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。</p> <p>4 その他の課部局長は第2非常配備体制移行に備え待機するとともに、職員に対し自宅待機を指示する。</p>

種 別	第2非常配備（警戒体制）
配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>2 震度5弱の地震が発生したとき。</p>
配備体制	<p>1 必要に応じ、災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長（町長）は、主査職以上の職員を招集する。</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行しうる体制とし、その他の職員は自宅待機とする。</p>
活動内容	<p>1 各課部局長は、所掌事務の情報の収集及び連絡体制を強化する。</p> <p>2 各課部局長は、次の措置をとり、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。</p> <p>① 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。</p> <p>② 所管施設、設備、機械等を点検し、必要に応じ被災現地（又は被災予想地）へ職員を配備するものとする。</p>
種 別	第3非常配備（非常体制）
配備基準	<p>【風水害等】</p> <p>1 町全域にわたり甚大な被害をもたらす災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【地震災害】</p> <p>2 震度5強以上の地震が発生したとき。</p>
配備体制	<p>1 災害対策本部を設置する。</p> <p>2 本部長（町長）は、全職員を招集する。</p>
活動内容	<p>1 各部各班は、災害応急対策に全力を傾注する。</p> <p>2 各部長は、活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。</p>

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

7. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置基準

災害・事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の基準のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・交通機関の障害、生活基盤に被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき ・雪害による交通障害、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模等から応急措置を要するとき
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急火山情報又は臨時火山情報が発表され、火山噴火による大規模な被害の発生が予想されるとき
地震害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強以上の地震が発生したとき ・震度5弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機が消息を絶ったとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害 危険物等災害 大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が広範囲にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき

(2) 災害対策本部の設置

設置基準の災害が発生した場合は、本庁舎に災害対策本部を設置する。ただし、本庁舎に設置できない場合は、町長が指定する場所に設置する。

なお、町長と連絡がとれない場合は、職制に従い順次、副町長、教育長、総務課長が状況により決定する。

(3) 災害対策本部設置の連絡

対策本部を設置した場合は、利用可能な通信手段を用い、職員に直ちに通知するとともに、道（支庁）、防災会議委員、関係機関等に通知する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・全職員（庁内放送、電話等）・防災関係機関、近隣町及び報道機関（無線、電話等）・住民への周知（報道機関の広報協力、広報車、電話等） |
|---|

(4) 災害対策本部設置後の準備

対策本部の設置が決定された場合、各部班は本部に必要な資機材等の確保を行う。

総務対策部 統括班	<ul style="list-style-type: none">・各防災関係機関の連絡先名簿・被害状況報告その他の様式類・報告書・テレビ・ラジオ（停電時も使用可能なもの）・停電用照明器具
総務対策部 総務班	<ul style="list-style-type: none">・通信手段（パソコン、FAX）の確保
建設対策部 各班	<ul style="list-style-type: none">・町域の図面及び住宅地図等、地図類

(5) 本部員会議の開催

- ① 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- ② 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

(6) 本部員会議の協議内容

- ① 本部の配備体制の移行及び廃止に関すること。
- ② 災害情報・被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- ④ その他災害対策に関する重要な事項。

(7) 災害対策本部の組織



(8) 災害対策本部の事務分掌（業務分担）

部	班	対 策 業 務
総務対策部	統 括 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の総括に関する事。 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 3 防災会議に関する事。 4 本部員会議に関する事。 5 災害の状況及び措置概要等を収集整理し、その報告に関する事。 6 気象等の予警報及び災害情報の受理、伝達に関する事。 7 避難の勧告又は指示の発令に関する事 8 防災関係機関との連絡調整に関する事。 9 警察官その他の防災関係機関及び団体の出動要請に関する事。 10 他市町村消防団の応援要請に関する事。 11 自衛隊災害派遣要請に関する事。 12 その他災害対策の総合調整に関する事。
	総 務 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の庶務に関する事。 2 各部（班）の連絡調整に関する事。 3 非常配備体制に関する事。 4 職員の動員計画、非常招集に関する事。 5 動員職員の出動状況の記録に関する事。 6 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事。 7 災害時の非常通信計画に関する事。 8 災害時における電力の確保に関する事。 9 庁舎内の応急措置及び復旧対策に関する事。 10 町有施設の被害調査及び復旧対策に関する事。 11 町有財産の被害報告及び総合調整に関する事。 12 備品の管理、物品の調達修理に関する事。 13 庁内電算システムの被害調査及び復旧に関する事。 14 電算データの保存に関する事。 15 総務対策部内の連絡調整に関する事。 16 その他各部（班）に属さない事。
	財 政 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び決算に関する事。 2 災害応急対策及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 3 災害応急対策等に要する資材・物品の購入経理に関する事。 4 義援金品の受付保管に関する事。 5 その他会計に関する事。
	調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用に関する事 2 災害救助法又は災害対策基本法に基づく強制命令権の執行及び公用文書の交付に関する事。
	広 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害広報（避難命令・災害状況の住民周知）及び広聴の企画実施に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 対策本部の災害応急対策について広報活動を行う事。 4 災害報道記事及び災害写真の収集に関する事。 5 被災地の巡回広聴活動に関する事。

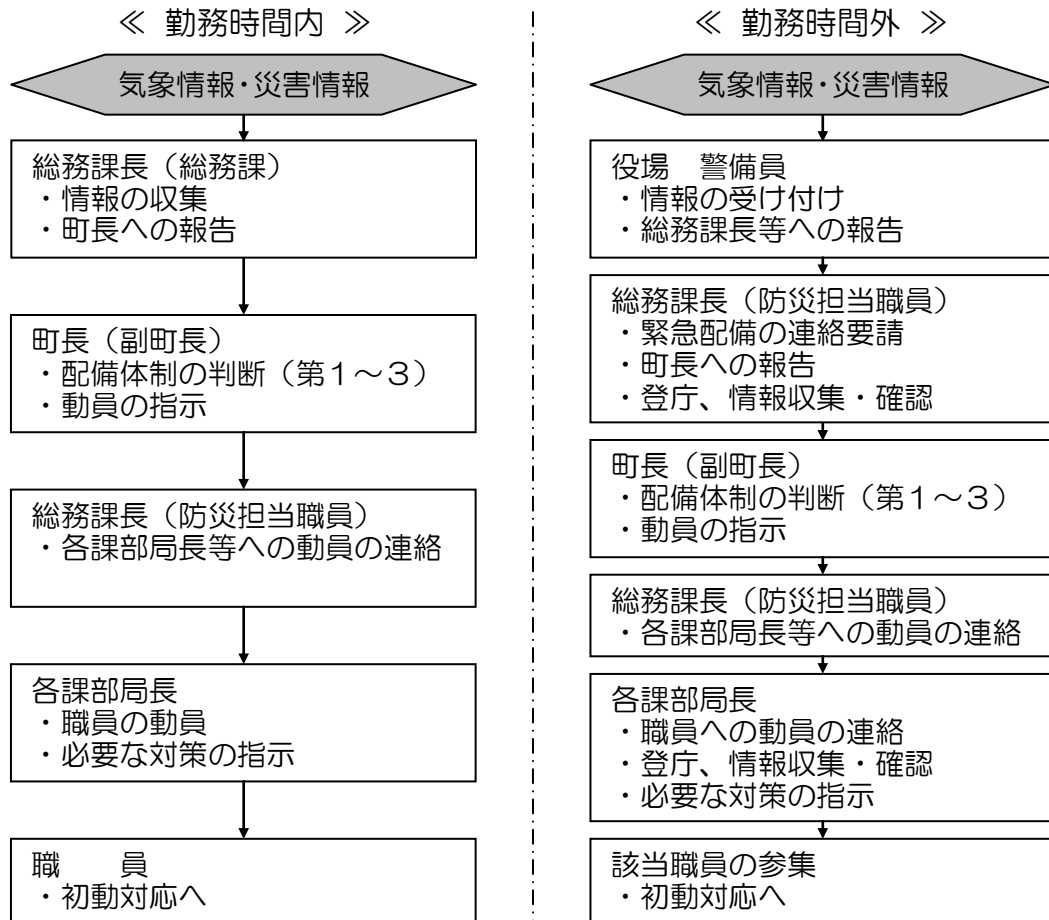
部	班	対 策 業 務
町 民 対 策 部	厚 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の設置及び被災者の収容受入れに関する事。 2 避難所及び避難場所の開設、管理運営の総括に関する事。 3 避難場所の記録（避難者名簿等）及び報告に関する事。 4 被災者の避難場所への誘導に関する事。 5 被災地の環境衛生保持に関する事。 6 被災地の食品衛生保持に関する事。 7 被災地の仮設トイレの設置に関する事。 8 被災地の清掃及び廃棄物処理体制に関する事。 9 防疫、薬剤・器具の確保及び供給に関する事。 10 災害時の防疫計画の作成及び実施に関する事。 11 災害に係る相談、苦情等に関する事。 12 住民組織等（行政区、自主防災組織等）との連絡調整に関する事。 13 一般的被害（人的被害・住宅被害等）の調査に関する事。 14 災害時の遺体の埋葬に関する事。 15 被災者に対する国民年金保険料の減免・猶予に関する事。 16 戸籍データの被害調査及び復旧対策に関する事。 17 被災者に対する町税等の減免・猶予に関する事。 18 被災者名簿の作成に関する事。 19 災害時の労務供給計画の実施に関する事。
	衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の手当、収容並びに応急医療及び助産、歯科診療、その他医療全般に関する事。 2 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関する事。 3 保健福祉事務所との連絡調整に関する事。 4 応急救護所の開設及び管理に関する事。 5 医療救護班の編成及び応急医療の指導調整に関する事。 6 災害時の感染症予防に関する事。 7 医療施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 8 社会福祉施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 9 被災者に対する炊き出し、食糧等の供給に関する事。 10 災害時の応急食糧、衣料・生活必需品等物資の供給及び給与等に関する事。 11 災害時要援護者対策に関する事。 12 日赤救助活動機関との連絡調整に関する事。 13 防災ボランティアの全般に関する事。 14 被災者の生活保護に関する事。 15 義援金品等の受付及び配付に関する事。
	保 育 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関する事。 2 保育所児童等の避難等の安全確保及び保護に関する事。 3 保育所との連絡調整に関する事。 4 保育所児童保護者との連絡調整に関する事。

部	班	対 策 業 務
産業 対 策 部	農 林 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業被害の調査・総合調整に関すること。 2 災害時における農業関係機関との連絡調整に関すること。 3 農業被害の応急措置及び復旧対策に関すること。 4 農業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 5 種苗等生産資材の確保に関すること。 6 農業関連施設等の被害調査報告に関すること。 7 被災農家の援護（営農指導等）に関すること。 8 農作物の防疫に関すること。 9 農業共済に関すること。 10 冷害対策に関すること。 11 畜産関係施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 12 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること 13 死亡獣畜の処理に関すること 14 林業施設・林野の災害に関する被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 15 被災林野の病虫害異常発生の防疫に関すること。 16 災害応急対策及び復旧対策用木材の需給に関すること。 17 林業の災害融資に関すること。 18 林野の保全警報に関すること。
	商工観光班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関すること。 2 商工業の被害調査、被災商工業の金融に関すること。 3 観光施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 4 災害時の物価対策及び生活必需品等物資の流通対策に関すること。 5 災害時の商工関係危険施設の被災状況の確認に関すること。（火薬・高圧ガス等）
建設 対 策 部	土木・建築班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、公園、その他の土木関係施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 災害時の関係河川水位、雨量等の情報収集に関すること。 3 交通不能箇所の調査及び通行路線の確保に関すること。 4 災害応急資材及び復旧資材の調達及び備蓄に関すること。 5 除雪に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 市街地の浸水防止対策に関すること。 8 一般建築物の被害状況調査及び復旧対策に関すること。 9 応急仮設住宅等の設置に関すること。 10 被災住宅の応急修理に関すること。 11 危険建物（被災宅地）の調査及び撤去に関すること。 （応急危険度判定に関すること。） 12 災害住宅融資に関すること。 13 公営住宅の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。

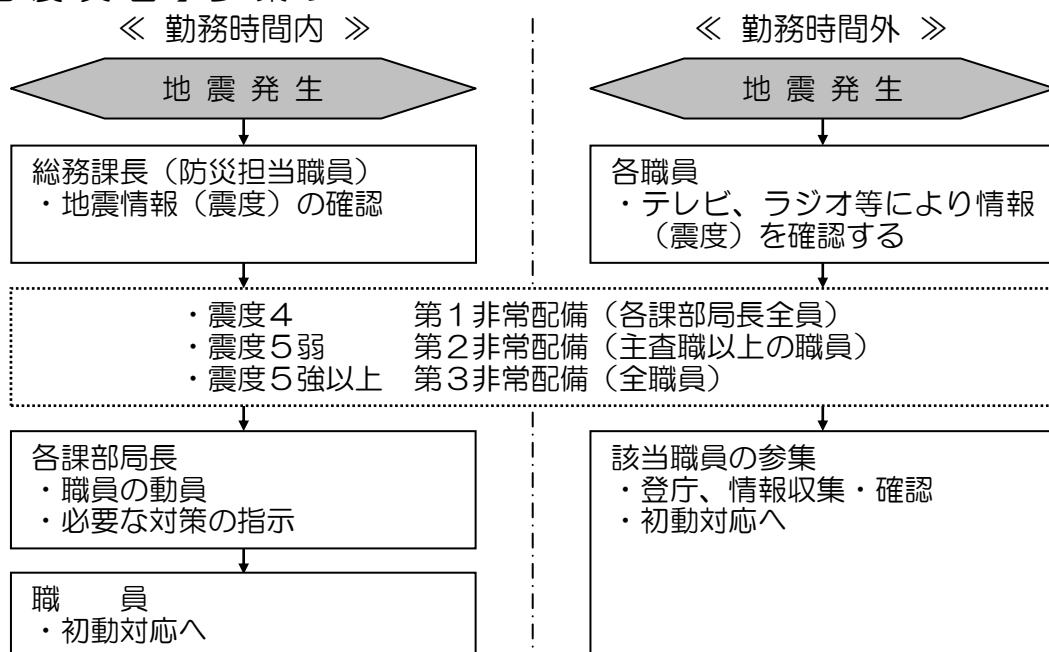
部	班	対 策 業 務
	輸 送 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各避難所に対する救援物資、その他の輸送に関すること。 2 被災者、人員、資材及び食糧の輸送に関すること。 3 被害箇所(道路・橋梁)の応急措置及び土木資材の運搬に関すること。 4 自動車等機動力の確保に関すること。 5 災害時における一般車両及び土木建設用機械等の運用及び実施に関すること。 6 諸車の配送及び運転手の配置に関すること。 7 輸送協力団体との連絡調整に関すること。 8 道路交通の確保に関すること。
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 災害時における飲料水の供給に関すること。 3 災害時における応急給水に関すること。
教育 対 策 部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校、高等学校との連絡調整に関すること。 2 児童・生徒の避難計画並びに実施に関すること。 3 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 4 被災児童・生徒保護者との連絡調整に関すること。 5 被災児童・生徒の応急教育並びに教科書・学用品の供与に関すること。 6 学校教育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 7 教育関係義援金品の受付に関すること。 8 児童・生徒の避難場所の設定及び被災者の収容に関すること。
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 2 社会教育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。 3 社会教育施設の応急利用に関すること。 4 体育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧対策に関すること。 5 体育団体との連絡調整、応援協力要請に関すること。 6 体育施設の応急利用に関すること。 7 文化財の保護及び応急対策に関すること。 8 施設利用者の避難誘導に関すること。
消 防 対 策 部	消 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動及び水防活動に関すること。 2 警戒区域の設定に関すること。 3 火災警報等の住民への周知に関すること。 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。 7 上土幌消防団に関すること。 8 上記の他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。

8. 職員の動員・参集

【風水雪災害等】参集フロー



【地震災害】参集フロー



(1) 実施要領（配備要員）

動員（招集）の方法・主な流れ及び配備要員に関する協力体制については次のとおりとする。

- ① 総務課長は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき本部員及び各課部局長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知する。
- ② 上記の通知を受けた各課部局長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知する。各課部局においては、あらかじめ課部局内の動員（招集）システムを確立しておく。
⇒ 第1～3非常配備体制に基づく連絡
- ③ 各課部局長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につく。非常登庁を要する事態に際しての留意点を次に示す。
⇒（例）「第2非常配備体制です」と連絡が入った場合は、その対象人員が参集。その他の者は自宅待機。
⇒ 地震時は、原則、テレビ等で確認し自主参集。
（例）停電等でテレビが見られない場合は、携帯ラジオや自宅周辺の状況を確認し判断の上で登庁すること。

<p>■職員非常招集連絡■（各課部局内連絡網） 各課部局長は、所属職員の住所及び非常招集の場合の連絡システムを明らかにしておかなければならない。</p>
--

<p>■配備体制確立の報告■ 非常配備の指示がなされたとき、又は各配備基準に該当した場合、各課部局長は直ちに所管に係る配備体制を整えるとともに、速やかに体制確立状況を総務課長に報告するものとする。</p>
--

- ④ 各課部局長は、円滑な災害応急対策を実施するために必要と認められるときは、あらかじめ定められている職員の業務分担を変更して、別の業務を指示、命令することができるものとする。
- ⑤ 災害時の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各課部局相互間の協力応援体制を確立する。各課部局長は、動員可能者数を把握し必要に応じて応援するものとする。

(2) 伝達系統及び伝達方法

① 平常勤務時の伝達系統及び伝達方法

(ア) 非常配備体制が指令された場合、又は対策本部を設置した場合、本部長（町長）の指示により、関係課部局長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に通知する。

(イ) 各課部局長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の提供、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

② 休日又は退庁後の伝達

(ア) 警備員による非常伝達

警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課部局長に連絡するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。c 災害発生にともなう異常現象の通報があったとき。 |
|---|

(イ) 職員への指示伝達体制の確保

各課部局長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後直ちに関係職員の登庁、出勤の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

■動員・参集における留意点

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◎常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意すること！◎不急の行事、会議、出張等は中止すること！◎正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと！◎勤務場所を離れる場合は、上司と連絡をとり、所在を明らかにすること！◎自らの言動で住民に不安、誤解を与えないこと！ |
|---|

(3) 職員の非常登庁

- ① 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により各課部局長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。
- ② 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合、各課部局長は職員参集状況を記録し、必要に応じ総務課長へ参集状況を報告するものとする。

■自らの判断により非常登庁する際の留意点■

- ◎本部が設置された場合は、電話、広報車、テレビ・ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに参集する。
- ◎「震度4」の地震が発生したときは各課部局長全員が直ちに参集する。
「震度5弱」のときは主査職以上の職員、
「震度5強以上」のときは全職員が直ちに参集する。
- ◎通信の途絶等により連絡がとれない場合は、周辺の状況等を確認の上、自らの判断により参集する。

- (1) 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること！
- (2) 筆記具、飲料水（水筒）、食料、タオル、防寒具（冬期）、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集すること！
- (3) 参集途上においては、被災者、救助活動の状況、幹線道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、水害、水防活動の状況、ライフライン状況等の情報の収集を行うこと！
- (4) 参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考えること！
- (5) 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の住民の協力を求め、職員本人はできる限り迅速な参集を行うこと！
- (6) 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの町の施設へ参集し、上司への連絡に努めるとともに、応急活動に従事すること！

9. 情報の収集・連絡

(1) 各部班における情報の収集と報告等

各部長は、動員された班員、関係機関、民間事業者等により、被害状況及び各部班の所管に係わる必要な情報を組織的に収集する。

収集した情報は、直ちに各部長に、各部長は、総務対策部長を経て本部長（町長）に報告する。

【実施要領等】

- ① 各部長は、所管に係わる災害情報等（各様式1・2・3を確認のこと）及び災害対策活動実施状況（同、様式4）を総務対策部長を経て本部長（町長）に報告する。
- ② 総務対策部長は、各部長から受理した災害情報のうち、他の部門に関係あるものは、速やかに当該部長に報告する。
- ③ 総務対策部副部長（企画課長）は、本部に集まった災害情報及び災害対策実施状況等を取りまとめ、広報班を通じて報道関係機関に発表する。
- ④ 各部長は、災害対策基本法以外の他の法令に基づく被害報告等の際には、総務対策部長と連絡調整を取り、相違のないようにする。

(2) 参集途上における情報の収集と報告等

休日・夜間等に災害が発生し、庁舎等に参集する際は、参集途上において、被災状況、災害状況の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院、道路、橋梁等の重要施設の被害状況は、詳しく報告する。

※参集途上における情報収集は、あくまでも概略的情報収集であり、迅速な参集を第一に考える。

※前掲「自らの判断により非常登庁する際の留意点」も参照のこと。

(3) 各所管施設等、調査活動担当一覧

① ライフライン被害状況

項目	被害情報掌握機関	情報収集担当班
1 道路・橋梁	帯広開発建設部	土木・建築班
	帯広土木現業所	//
	町 建設課	//
2 河川	帯広開発建設部	土木・建築班
	帯広土木現業所	//
	町 建設課	//
3 電気施設	北海道電力(株)	総務班
4 電気通信設備	NTT東日本-北海道 帯広支店	総務班
5 交通	帯広警察署 (上士幌中央・糠平駐在所)	総務班
6 石油槽等危険物	上士幌消防署	総務班
7 上下水道	町 建設課	上下水道班

② 一般被害状況

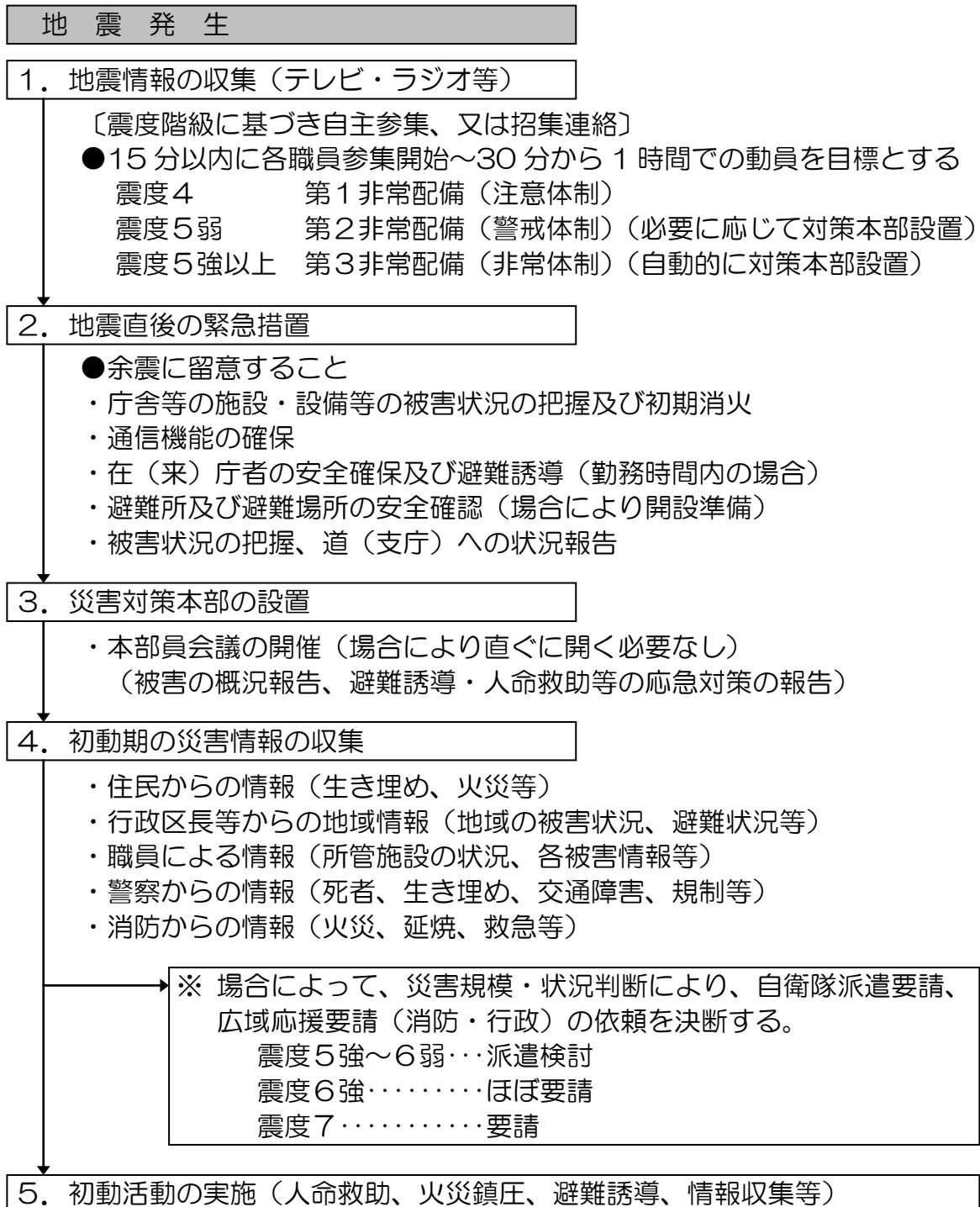
項目	調査対象	情報収集担当班
1 人的被害	・ 救急搬送者	消防班
	・ 通報、病院搬入者 (帯広警察署より収集)	衛生班
	・ 通院負傷者	衛生班
	・ 独居老人、障がい者 ・ その他	厚生班、衛生班
2 住家被害	・ 一般住宅	厚生班、土木・建築班
	・ 公営住宅	土木・建築班
3 非住家被害	・ 各事業所	土木・建築班
4 農畜産被害	・ 農地、農作物、家畜、 農業用施設	農林班
5 林業被害	・ 林道、立木	農林班
6 衛生施設被害	・ ごみ処理施設、葬祭場他	厚生班、衛生班
7 商工観光関係被害	・ 店舗、商店、機械器具等	商工観光班
8 文教施設被害	・ 小中高校、保育所	学校教育班、保育班
9 社会教育施設被害	・ 博物館他	社会教育班
10 社会福祉施設被害	・ 老人福祉施設、病院等	厚生班、衛生班

10. 各部班の初動対応

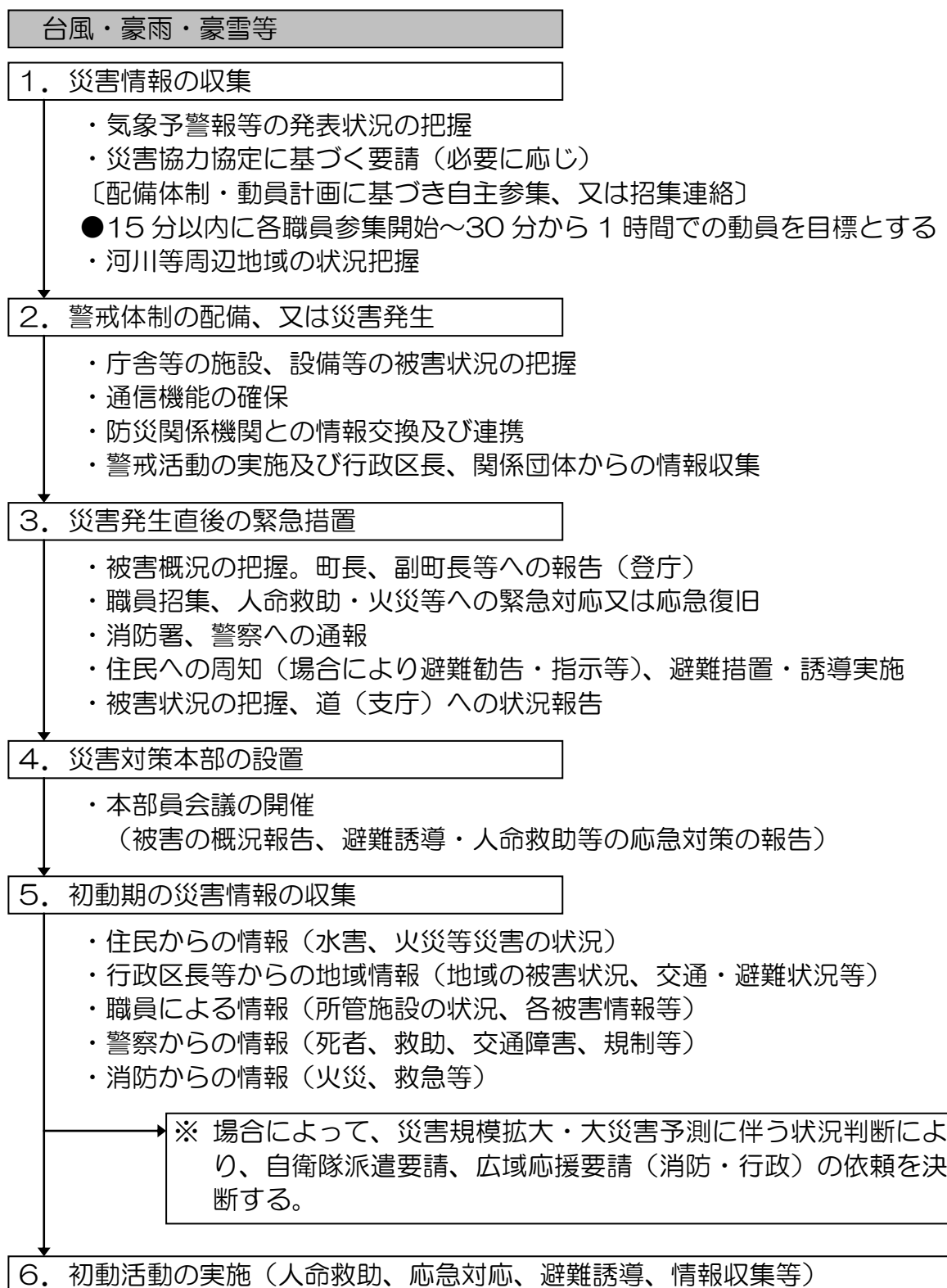
(1) 初動対応フロー

地震発生又は注意報等気象情報の発表から概ね 3 時間以内の目標をまとめたものである。勤務時間内もこれに準ずるものとする。

① 地震災害の初動対応フロー（勤務時間外）



② 風水雪災害等の初動対応フロー（勤務時間外）



(2) 各部班ごとの初動対応

各部班の初動期の主な活動を次に示す。

【1】 本部統括（本部事務局）	P.24
【2】 総務対策部	P.26
【3】 町民対策部	P.29
【4】 産業対策部	P.36
【5】 建設対策部	P.38
【6】 教育対策部	P.42

※ 「消防対策部」については、独自体制のもと、次の業務につくものとする。

- 1 消防活動及び水防活動に関すること。
- 2 警戒区域の設定に関すること。
- 3 火災警報等の住民への周知に関すること。
- 4 住民の避難誘導及び人命救助に関すること。
- 5 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関すること。
- 6 病人、負傷者、急患等の搬送に関すること。
- 7 上士幌消防団に関すること。
- 8 上記の他、町長の要請に基づき、町の実施する予防、災害対策の支援協力に関すること。

【1】本部統括（本部事務局）

○風水害発災前の対応

- ① 気象情報の把握。
- ② 通信、情報機器の点検。
- ③ 職員の待機・応急体制の事前周知。
- ④ 町建設業協会・アマチュア無線クラブへの応援要請検討。

【初動期の主な活動】

- 設置基準に基づき、災害対策本部を設置すること。
- 設置場所の安全確認、必要な資機材の確保を直ちに行うこと。
- 直ちに、職員、防災会議委員、関係機関等に通知すること。
- 災害対策本部会議を開催し、その結果に基づき、各部班へ応急対策活動に関する指示を出すこと。
- 迅速に各種被害情報を収集し、被害状況の集計、とりまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 各部班からの被害状況報告をとりまとめ、道及び支庁、関係機関への報告、自衛隊の派遣要請等の判断を行うこと。
- 常に気象情報等に留意すること。

チェック欄

発災より数時間	災害対策本部の設置	
	1. 設置の基準	<input type="checkbox"/>
	震度5強以上の地震が発生したとき。	
	ほか、「災害対策本部設置基準」を参照のこと。	
	2. 設置場所	
	① 本庁舎2階	<input type="checkbox"/>
	② 本庁舎に設置が困難な場合は、町長が指定する場所に設置する	<input type="checkbox"/>
	3. 本部設置の準備	
	① 災害対策本部室の確保（本庁舎2階）	<input type="checkbox"/>
	② 通信設備、テレビ、ラジオ、パソコン等情報機器などの機材の準備	<input type="checkbox"/>
	③ 住宅地図、管内図、掲示板、白板の準備	<input type="checkbox"/>
	④ 被害状況報告など書式類の準備	<input type="checkbox"/>
	⑤ 防災関係機関の名簿の準備	<input type="checkbox"/>
	⑥ 職員名簿の準備	<input type="checkbox"/>
⑦ 車両及び駐車場の確保	<input type="checkbox"/>	
⑧ 「災害対策本部」の標識の設置	<input type="checkbox"/>	
⑨ その他本部運営に必要な資機材の準備	<input type="checkbox"/>	
4. 災害対策本部設置の通知	<input type="checkbox"/>	
道及び支庁、関係機関へ設置の旨を通知する。		
5. 各部班からの災害情報及び被害状況報告の状況、初動対応状況の把握	<input type="checkbox"/>	
6. 災害情報及び避難勧告等発令情報、被害状況の報告		
① 北海道総合行政情報ネットワーク、FAXにより知事へ報告する。	<input type="checkbox"/>	

	②北海道防災対策支援システムへの情報入力。	<input type="checkbox"/>
	7. 避難所開設の報告 知事（支庁長）あて、避難所開設の旨を報告する。	<input type="checkbox"/>
発災より半日	災害対策本部会議の開催	
	1. 登庁職員数の報告 総務対策部長は、登庁した職員数を本部長に報告する。	<input type="checkbox"/>
	2. 主な協議事項	
	①職員の初動体制に関すること	<input type="checkbox"/>
	②被害調査、情報収集に関すること	<input type="checkbox"/>
	③ライフライン（電気、ガス、上水道、電話等）の被害状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	④医療機関の被害状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑤バス等公共交通機関の被害状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑥道路、橋梁の損壊状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑦家屋等の被害状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑧避難勧告、指示及び避難誘導に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑨避難所の開設に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑩避難場所の利用状況に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑪緊急輸送路の確保に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑫行方不明者・負傷者の救助対策に関すること	<input type="checkbox"/>
	3. 自衛隊の派遣要請検討 必要な情報を収集・整理し、派遣要請の判断を行う。	<input type="checkbox"/>
	4. 災害救助法の適用検討・応援要請に必要な情報の収集、整理	
	①食糧、飲料水、生活必需品等物資について、需要、供給を整理	<input type="checkbox"/>
	②医療、救出、施設等の応急復旧等に関わる資機材の需要、供給を整理	<input type="checkbox"/>
	③応急復旧に必要な人員の整理	<input type="checkbox"/>
④ヘリコプターの臨時離着陸場の利用について	<input type="checkbox"/>	
5. 被害情報の報告	<input type="checkbox"/>	
1～2日	災害対策本部会議の開催	
	1. 主な協議事項	
	①必要物資の調達要請に関すること	<input type="checkbox"/>
	②各部班の緊急対策とその進捗状況の確認に関すること	<input type="checkbox"/>
	③関係機関への応援要請に関すること	<input type="checkbox"/>
	④災害救助法が適用される場合の対応に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑤道、関係機関への要望事項に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑥余震情報等の広報に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑦ごみの収集体制に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑧職員の支援に関すること	<input type="checkbox"/>
	⑨義援金品の募集、配分に関すること	<input type="checkbox"/>
	2. 応援要請等の判断	
	①応援要請の手続に沿って進めること。	<input type="checkbox"/>
	②職員の応援派遣要請についても、文書による手続を進めること。	<input type="checkbox"/>
3. 被害情報の報告	<input type="checkbox"/>	

【2】 総務対策部

○風水害発災前の対応

- ① 気象情報の把握。
- ② 通信、情報機器の点検。
- ③ 本部の一般経理に関する準備。
- ④ 事前自主避難者に供給する物資の調達を迅速に行うこと。

【初動期の主な活動】

- 迅速に各種被害情報を収集し、被害状況の集計、とりまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 常に気象情報等に留意すること。
- 情報管理機器の維持管理、データ管理を行うこと。
- 通信機器の確保及び維持管理を行うこと。
- 職員（家族）の安否確認と職員の配備、動員を図ること。
- 動員職員に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給を行うこと。
- 動員職員の人員調整の効率的な運用を図ること。
- 動員職員の健康管理に配慮すること。
- 食糧の調達にあたっては、町民対策部と連携し、高齢者、乳幼児等の災害時要援護者に十分配慮すること。
- 食糧、生活必需品等物資の調達は、町民対策部・産業対策部と連携し、過不足ができるだけないように努めること。
- 資機材の調達は、避難所担当の各部班と連携し迅速に行うこと。
- 災害対策本部の一般経理を迅速に行うこと。
- 災害写真等の収集、災害記録を迅速に行うこと。
- 災害対策活動の広報を迅速に行うこと。
- 報道機関との連絡と相互協力に関することを迅速に行うこと。
- 状況に応じて、他班所属部署の応援要請に対応すること。

チェック欄

発災より数時間	■ 総務班 ■	
	情報・通信関係等	
	1. 通信、情報機器の被害状況の把握 電気、電話交換設備等外部との通信手段の被害や、代替設備の作動状況を確認する。	<input type="checkbox"/>
	2. 通信機器の確保 点検による使用状況確認。	<input type="checkbox"/>
	3. 情報管理機器の維持管理、データ管理	<input type="checkbox"/>
	職員対応関係等	
1. 職員（家族）の安否確認 職員名簿による安否確認を行う。	<input type="checkbox"/>	
2. 職員の動員状況の確認	<input type="checkbox"/>	

	各部長への班員の参集人数の確認。	
	3. 町民対策部へ炊き出し施設等の被災状況を確認	<input type="checkbox"/>
	物品等の備蓄・調達関係等	
	1. 備蓄食糧数の把握 <input type="checkbox"/>	
2. 生活必需品等物資の備蓄状況の確認及び調達準備 <input type="checkbox"/>		
庁舎・設備等		
1. 本庁舎の建物・設備などの被害調査 <input type="checkbox"/>		
(庁舎の電気、ガス、水道、空調、エレベーター、自動ドア、ボイラー設備、排水ポンプ等)		
■ 財政班 ■		
経理関係等		
1. 緊急支払いの準備 <input type="checkbox"/>		
必要な書類等を点検・確認し、緊急支払いに備える。		
2. 指定金融機関等の被害調査 <input type="checkbox"/>		
出納室金庫及び有価証券等預かり金品を確認する。		
■ 広報班 ■		
広報関係等		
1. 広報車、その他の方法による住民への災害情報の広報 <input type="checkbox"/>		
2. 広報車、その他の方法による住民への災害対策本部設置の広報 <input type="checkbox"/>		
発災より半日	■ 総務班 ■	
	情報・通信関係等	
	1. 被害状況の収集 <input type="checkbox"/>	
	各部長、指定行政機関、関係団体への被害状況の収集。	
	2. 被害状況の集計 <input type="checkbox"/>	
	(被害状況報告を活用)	
	職員対応関係等	
	1. 派遣された自衛隊、関係機関の職員の受け入れ対応 <input type="checkbox"/>	
	2. 職員の給食の手配 <input type="checkbox"/>	
	炊き出し施設、備蓄品等の確認、食料調達業者への連絡。	
	3. 職員の給食実施 <input type="checkbox"/>	
	職員への給食広報、避難所担当職員への配食。	
	物品等の備蓄・調達関係等	
	1. 食糧等の必要数量の把握 <input type="checkbox"/>	
備蓄食糧数を確認の上、新たな調達の必要性の有無とその数量を把握する。		
2. 生活必需品等物資の必要数量の把握 <input type="checkbox"/>		
食糧と同様に寝具、衣料品、炊事用具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等の新たな物資等の調達について、必要性の有無とその数量を把握する。		
庁舎・設備等		
1. 庁内ライフライン、その他設備の被害状況のとりまとめ <input type="checkbox"/>		
2. 保全措置、復旧活動の実施及び連絡確認 <input type="checkbox"/>		
(電気)(電話)(庁内設備は、保守管理業務会社へ)		

	<p>■ 財政班 ■ 経理関係等 1. 指定金融機関等の被害調査 被害状況、営業の可否を確認する。 2. 災害対策本部の一般経理に関する準備 経理に関する書類、現金等の準備をする。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>■ 広報班 ■ 広報関係等 1. 広報車等による災害情報の住民への広報 ①避難情報（避難勧告・指示、避難場所等） ②救助対策 ③応急対策活動 ④ライフライン情報 2. 交通規制情報の広報 広報車等により、住民へ交通規制の実施状況を広報する。 3. 避難所への災害情報の広報</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
1 ~ 2 日	<p>■ 総務班 ■ 情報・通信関係等 1. 被害状況の集計（被害状況報告を活用） 2. 臨時広報紙発行の準備 印刷機等必要資機材を確保し、発行・配布計画を検討する。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>職員対応関係等 1. 職員の健康管理 2. 職員の給食実施 職員への給食広報、避難所担当職員への配食。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>物品等の備蓄・調達関係等 1. 食糧等の調達 関係機関、各卸売及び小売販売業者を通じ、貯蔵米穀、パン等を調達する。 2. 協定業者等からの生活必需品等物資の調達 3. 物資等の輸送手配 避難所の必要物資等を確認・集約し、車両の配備・調達等について建設対策部と連携を図る。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<p>■ 財政班 ■ 経理関係等 1. 一般経理の実施</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 広報班 ■ 広報関係等 1. 広報車等による災害情報、生活情報等の住民への広報 ①応急対策活動 ②ライフライン情報 ③応急給水に関する情報 2. 報道関係機関への被害情報の提供</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【3】 町民対策部

○風水害発災前の対応

- ① 気象情報の把握。
- ② 行政区、自主防災組織等との連絡。
- ③ 住民に関するリストの準備（行政区名簿、住民台帳等の活用）。
- ④ 事前自主避難のための避難所の開設。
- ⑤ 事前自主避難者への物資等の供給。
- ⑥ 医療機関との連絡調整を事前に行うこと。
- ⑦ ごみ処理及び浄化槽等の点検・連絡確認。
- ⑧ 仮設トイレ等設置業者との連絡確認。
- ⑨ 保育所児童の帰宅等の措置を事前に行うこと。
- ⑩ 保育所児童の避難、保護を事前に行うこと。

【初動期の主な活動】

- 各部班との調整及び指示を迅速に行うこと。
- 行政区、自主防災組織との連絡調整を迅速に行うこと。（連絡簿等の活用）
- 被災者の安否問い合わせに正確な対応を行うこと。
- 要援護者に関する安否確認、被災調査を行政区長、民生委員等を通じて行うこと。
- 避難勧告に基づく避難誘導が実施される場合、各部班との連携のもと、行政区長、民生委員、近隣住民及び自主防災組織の協力により実施すること。
- 住民個人情報データの管理を確実にすること。
- 老人ホーム入所者の避難、保護を円滑に行うこと。
- 保健福祉施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること。
- 避難所の鍵所有者との連絡を確実にし、鍵の受け渡しを円滑に行うこと。
- 食糧、生活必需品等物資の供給、ボランティアの受け入れは、社会福祉協議会、日本赤十字奉仕団等の協力を得て円滑に行うこと。
- 食糧、生活必需品等物資の配給においては高齢者、乳幼児等の要援護者に十分配慮すること。
- 必要に応じ避難者の中からリーダーを選出し円滑な避難所運営に努めること。
- 避難生活が長期化した場合、避難者のニーズを把握し、必要な物資を総務対策部に伝えること。
- 医療機関の被害状況の把握を迅速に行うこと。
- 医療救護所の設置を円滑に行うこと。
- 医師会、保健福祉事務所、日本赤十字社等の医療救護班と連携して円滑な医療活動を実施すること。
- 多数の負傷者が発生した場合、トリアージタグ等により優先順位を考慮し、医療活動を実施すること。
- 給食調理（炊き出し）施設の被災調査及び応急復旧を行うこと。
- 処理施設等の被害調査を行うこと。
- 処理施設等の応急対策に応じた仮設トイレ等の設置を迅速に行うこと。
- し尿処理、ごみ処理及び清掃処理業者の動員を円滑に行うこと。
- 状況判断の上、総務対策部と相談の上、他部班への応援を行うこと。
- 保育所児童の安全確保を第一に考え、避難、保護を迅速に行うこと。
- 保育所児童の帰宅等の措置を円滑に行うこと。

発災より数時間

■ 厚生班 ■

連絡調整関係等

- 1. 行政区、自主防災組織の被災状況（連絡簿等の活用）
負傷者・住宅被害等の確認。住宅被害は、建設対策部へ報告する。
- 2. 各部班からの調整事項の収集
各部長からの調整事項の確認。

住民対応関係等

- 1. 住民個人情報データの管理状況確認
- 2. 被災者名簿の作成準備

環境衛生関係等

- 1. ごみ処理、浄化槽等の被害調査
衛生施設等との連絡確認。

■ 衛生班 ■

要援護者支援関係等

- 1. 要援護者の安否確認（要援護者登録台帳等の活用：保健福祉課管理）
行政区長、民生委員と協力し、独居老人、寝たきり老人、在宅の要
介護者などの安否確認を行う。
- 2. 重度障がい者などの安否確認を行う

保健医療関係等

- 1. 医師等の安否確認
- 2. 保健医療施設等の被害調査
保健医療機関の建物、電気、水道、ガス、電話、館内設備の被害状
況を調査する。

社会福祉関係等

- 1. 社会福祉施設の被害調査
施設の被害状況及び利用者等の状況を確認する。
①建物、電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する
- ②その他、設備の被害状況を調査する

■ 保育班 ■

保育関係等

- 1. 避難措置の実施
- 2. 保育所児童の安否確認・保護者との連絡
閉校時、保育課長を通じ実施。

	<p>3. 保育施設の被害調査</p> <p>保育課長と協力し、施設の被害及び保育所児童の状況を確認し、本部に報告する。</p> <p>①建物、電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する <input type="checkbox"/></p> <p>②その他、設備の被害状況を調査する <input type="checkbox"/></p>	
	<p>■ 全 班 ■</p> <p>避難対策関係等</p> <p>1. 避難所施設の被害状況確認</p> <p>①建物の被害状況を確認する <input type="checkbox"/></p> <p>②応急復旧が必要な箇所を調査する <input type="checkbox"/></p> <p>③電気、水道、ガス、電話などの設備の被害状況を確認する <input type="checkbox"/></p> <p>2. 避難所の開設、報告</p> <p>①施設の安全確認後直ちに避難所を開設する <input type="checkbox"/></p> <p>②総務対策部と連携し、倉庫及び主要備蓄資機材から必要な資機材を取り出す <input type="checkbox"/></p> <p>③開設の報告を災害対策本部に行う <input type="checkbox"/></p> <p>3. 物資等の配分計画の樹立 <input type="checkbox"/></p> <p>物資等の受払状況を明確にするため、給与状況の記録を行う。</p> <p>4. 給食調理（炊き出し）施設の被害状況及び応急復旧 <input type="checkbox"/></p>	
発災より半日	<p>■ 厚生班 ■</p> <p>連絡調整関係等</p> <p>1. 行政区、自主防災組織との連絡調整及び指示 <input type="checkbox"/></p> <p>それぞれの活動状況報告の把握。</p> <p>2. 各部班との調整及び指示 <input type="checkbox"/></p> <p>必要な書類等を点検・確認。総務対策部との連携を密にする。</p> <p>住民対応関係等</p> <p>1. 被災者名簿の作成 <input type="checkbox"/></p> <p>2. 被災者の安否問い合わせ準備 <input type="checkbox"/></p> <p>（住民に関するリスト）（置机、椅子、電話）</p> <p>3. 安否問い合わせ窓口の設置 <input type="checkbox"/></p> <p>（庁舎玄関脇に設置）</p> <p>環境衛生関係等</p> <p>1. ごみ処理、浄化槽等の処理能力の確認 <input type="checkbox"/></p> <p>2. 処理体制への準備</p> <p>①衛生施設組合の処理委託業者との連絡調整 <input type="checkbox"/></p> <p>②必要資機材の調達について <input type="checkbox"/></p>	

■ 衛生班 ■

要援護者支援関係等

- 1. 要援護者被災調査
 - ①安否確認と併せて、居住する建物、設備の被害状況を把握する
 - ②家族等介護者の被災状況を把握する
- 2. 要援護者の救護（要援護者登録台帳等の活用：保健福祉課管理）
避難勧告等に基づく避難誘導が実施される場合、行政区長、民生委員、近隣住民及び自主防災組織の協力により実施する。

保健医療関係等

- 1. 応急救護の需要把握と医療救護班の派遣要請
 - ①避難所における負傷者数の把握
 - ②医療機関との連絡調整
 - ③医療救護班の派遣要請（道へ要請等一現状にあわせ要調整）
- 2. 備蓄医薬品の確認
- 3. 医療救護班の受け入れと活動支援
 - ①健康増進センターを救護拠点とする
 - ②負傷者に対するトリアージの実施、応急処置及び必要な医療の実施、転送の要否及び順位の決定、助産活動、死亡の確認等の医療救護活動の実施支援体制をとる
- 4. 保健医療、福祉施設への優先給水の要請

社会福祉関係等

- 1. 施設の各種設備の被害調査
 - ①建物、電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する
 - ②その他、設備の被害状況を調査する
- 2. 休業措置等の検討
福祉施設の被害状況により、施設の長と休業措置を協議する。

■ 保育班 ■

保育関係等

- 1. 施設の各種設備の被害調査
- 2. 通園路等の安全確認
 - ①保育課長を通じ職員に対し通園路の安全確認の指示を行う
 - ②通園路の破損状況を本部に連絡し、状況により、安全な通園路を協議する
- 3. 休業措置等の検討
施設の被害状況により、保育課長と休業措置を協議する。
- 4. 避難所運営への協力
避難所が開設されたときは、その運営に協力する。

1 2 目	<p>■ 全 班 ■ 避難対策関係等</p> <p>1. 避難勧告等に基づく避難誘導が実施される場合</p> <p>①町民対策部並びに教育対策部の統括のもと、町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行う <input type="checkbox"/></p> <p>②誘導員は町職員並びに消防職員、消防団員とし、必要に応じて誘導員を要所に配置するとともに、避難経路等の安全確保に努めるなど、誘導の実施に安全を期すること <input type="checkbox"/></p> <p>2. 避難者の収容状況の確認と報告</p> <p>①避難者全員の避難者カード等を作成し避難者名簿を管理する <input type="checkbox"/></p> <p>・避難所に派遣された職員は、避難所において避難者カードを配布し、避難者に記入してもらう。</p> <p>・避難者カードは回収し、避難者名簿を作成し管理、整理を行う。</p> <p>②収容状況を本部へ報告する。 <input type="checkbox"/></p> <p>3. 避難者への情報伝達 <input type="checkbox"/></p> <p>本部からの救援、救護等に関わる情報を、臨時掲示板等を通じて避難者へ伝達する。</p> <p>4. 避難所運営管理体制の確立</p> <p>①職員出動状況を報告する <input type="checkbox"/></p> <p>②災害対策本部との連絡体制を確立する <input type="checkbox"/></p> <p>③行政区、自主防災組織との連絡調整体制を確立する <input type="checkbox"/></p> <p>④円滑な避難所運営を進めるため避難者の中から代表者等を選任する <input type="checkbox"/></p> <p>5. 救援、救護活動への準備</p> <p>①防災ボランティアとの打合せ（町社協と連携） <input type="checkbox"/></p> <p>②配分計画に基づく調達物資の受領、配布（総務対策部と連携） <input type="checkbox"/></p> <p>③炊き出し用資機材の点検及び準備 <input type="checkbox"/></p> <p>④食糧の点検・調達要請（総務対策部と連携） <input type="checkbox"/></p> <p>⑤状況に応じて非常用飲料水の確保、食事の提供（非常食）等 <input type="checkbox"/></p>
	<p>■ 厚生班 ■ 連絡調整関係等</p> <p>1. 行政区、自主防災組織との連絡調整及び指示 <input type="checkbox"/></p> <p>要援護者の救護、炊き出し。</p> <p>2. 各部班との調整及び指示 <input type="checkbox"/></p> <p>必要な書類等を点検・確認。</p> <p>3. 他部班への応援 <input type="checkbox"/></p> <p>総務対策部に相談の上活動。</p> <p>住民対応関係等</p> <p>1. 安否問い合わせ窓口の設置 <input type="checkbox"/></p> <p>（庁舎玄関脇に設置）</p> <p>2. 住民個人情報のデータ維持管理 <input type="checkbox"/></p>

3. 他部班への応援 総務対策部に相談の上活動。	<input type="checkbox"/>
環境衛生関係等	
1. ごみの収集体制の確立	
①ごみの排出量の予測	<input type="checkbox"/>
②ごみ収集車の確保	<input type="checkbox"/>
③一次集積所の確保	<input type="checkbox"/>
2. し尿処理体制の確立	<input type="checkbox"/>
3. 仮設トイレ等必要資機材の調達、設置の指示	<input type="checkbox"/>
4. 避難所のごみの収集	<input type="checkbox"/>
労務供給関係等	
1. 労務供給計画の樹立 応急対策実施のため、必要に応じて労務要員の確保と供給を行う。	<input type="checkbox"/>
<hr/>	
■ 衛生班 ■	
要援護者支援関係等	
1. 要援護者被災調査の整理 (総務対策部に報告)	<input type="checkbox"/>
2. 要援護者への緊急支援の実施検討	<input type="checkbox"/>
保健医療関係等	
1. 備蓄医薬品の提供、必要機材等の調達	<input type="checkbox"/>
2. 医療救護班の受け入れ、活動支援の継続	<input type="checkbox"/>
3. 広域医療活動体制への対応	
①道医療救護班等の派遣要請	<input type="checkbox"/>
②町域外医療施設への転送等の要請	<input type="checkbox"/>
4. 避難所の巡回診療を開始	<input type="checkbox"/>
社会福祉関係等	
1. 施設の被害状況の取りまとめ	<input type="checkbox"/>
2. 応急修理実施の準備 施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する。	<input type="checkbox"/>
3. 福祉施設の当面の運営方針の検討 福祉施設の被害状況等により、休館措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討する。	<input type="checkbox"/>
<hr/>	
■ 保育班 ■	
保育関係等	
1. 施設の被害状況の取りまとめ	<input type="checkbox"/>
2. 応急保育実施の準備	
①応急保育への対策方針を検討する。	<input type="checkbox"/>

<p>②施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>-----</p>	
<p>■ 全 班 ■</p>	
<p>避難対策関係等</p>	
<p>1. 配分計画に基づく調達物資の受領、配布（総務対策部と連携）</p> <p>①生活必需品等物資の配布に際しては、避難者の困窮度、要援護者等にも十分配慮する</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②不足する物資、品目については要望を聞き、本部に連絡する</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2. 炊き出し等の実施</p>	
<p>①自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、炊き出しを行う</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②必要な食糧、資材については、本部に調達要請を行う</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3. 応急給水の実施</p>	<input type="checkbox"/>
<p>上下水道班と連携し、給水車等による応急給水を実施する。</p>	
<p>4. 清掃、し尿処理、ゴミ収集等の実施</p>	
<p>①避難所内の清掃は、代表者等の指示の基に全員協力して実施</p>	<input type="checkbox"/>
<p>②ごみの集積場を設置する</p>	<input type="checkbox"/>
<p>③災害用トイレの維持点検を行う</p>	<input type="checkbox"/>

【4】産業対策部

○風水害発災前の対応

- ① 気象情報の把握。
- ② 商工施設の点検を迅速に行うこと。
- ③ 気象情報に基づき、農家、商工業者等への注意を呼びかけること。

【初動期の主な活動】

- 農林畜産施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 農業用施設（明渠排水路等）の被害調査を迅速に行うこと。
- 商工観光施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 各種被害情報の収集、集計、とりまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 常に気象情報等に留意すること。
- 生活必需品等物資の需給に関して、総務対策部と連携を図ること。
- 状況判断の上、総務対策部と相談の上、他部班への応援を行うこと。

チェック欄

発災より数時間	■ 農 林 班 ■ 農林業関係 1. 関係団体を通じた被害調査 農協・森林組合等の団体を通じた農林畜産物の被害を調査する。 ① 農家の農畜産施設及び農畜産物の被害調査と緊急対応 <input type="checkbox"/> ② 農業用施設（明渠排水路等）の被害調査と緊急対応 <input type="checkbox"/> ③ 町有林、林道及び治山施設の被害調査と緊急対応 <input type="checkbox"/>	
	■ 商工観光班 ■ 商工業関係 1. 商工業の被害調査 <input type="checkbox"/> 商工業団体等、関係団体を通じた被害状況の調査・把握。 危険施設関係（火薬類・高圧ガス等） 商工業関係危険施設の被災状況の確認。 <input type="checkbox"/> 観光業関係 1. 観光施設の被害調査 <input type="checkbox"/> 施設管理者、観光協会等、関係団体を通じた施設の被害を調査する。	
	■ 農 林 班 ■ 農林業関係 1. 農林畜産施設及び農林畜産物の被害調査 <input type="checkbox"/> 2. 被害調査のとりまとめ <input type="checkbox"/> （総務対策部へ報告）	
発災より半日	■ 商工観光班 ■ 商工業関係 1. 商工業の被害調査 <input type="checkbox"/>	

1 ～ 2 日	<p>2. 被害調査のとりまとめ (総務対策部へ報告)</p> <p>危険施設関係(火薬類・高圧ガス等) 継続して状況を把握。</p> <p>観光業関係</p> <p>1. 観光施設の被害調査</p> <p>2. 被害調査のとりまとめ (総務対策部へ報告)</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 全 班 ■</p> <p>生活必需品等物資の需給</p> <p>1. 総務対策部との連携及び調達支援 食糧と同様に寝具、衣料品、炊事用具、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料等の新たな物資等の調達について、必要性の有無とその数量を把握する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 農 林 班 ■</p> <p>農業関係</p> <p>1. 被害調査のとりまとめ 農業被害の応急措置、復旧への対策方針について検討する。</p> <p>町有林 町有林の被害調査のとりまとめ及び復旧への対策方針を検討する。</p> <p>関連施設等</p> <p>1. 被害調査のとりまとめ 施設の被害状況等により、応急措置、当面の運用方針を検討する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 商工観光班 ■</p> <p>商工業関係 商工業の被害調査のとりまとめ及び復旧への対策方針を検討する。</p> <p>危険施設関係(火薬類・高圧ガス等) 継続して状況を把握。</p> <p>観光業関係 観光施設の被害調査のとりまとめ及び施設の被害状況等により、応急措置、当面の施設運営方針を検討する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 全 班 ■</p> <p>生活必需品等物資の需給</p> <p>1. 総務対策部との連携及び調達支援 引き続き状況を把握するとともに、協定業者等からの生活必需品等物資の調達を支援する。</p> <p>他部班への応援 総務対策部に相談の上活動。</p>	<input type="checkbox"/>

【5】建設対策部

○風水害発災前の対応

- ①気象情報の把握に努めること。
- ②河川の水位、雨量の情報収集を行うこと。
- ③監視、警戒を行うこと。
- ④危険箇所の予防措置（土のう等）を行うこと。
- ⑤事前に緊急車両の手配・確保を行うこと。
- ⑥町建設業協会との連携。

【初動期の主な活動】

- 迅速に各種被害情報を収集し、被害状況の集計、とりまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 常に気象情報等に留意すること。
- 河川の水位、雨量の情報収集を行うこと。
- 情報管理機器の維持管理、データ管理を行うこと。
- 通信機器の確保及び維持管理を行うこと。
- 道路、公共土木施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 道路の復旧、障害物の除去は、優先順位を考慮し実施すること。
- 民間事業者等の協力を得て活動を迅速に行うこと。
- 住宅被害調査を迅速に行うこと。
- 救助法適用の場合、応急仮設住宅建設の準備を行うこと。
- 被災宅地（被災建築物）危険度判定を道と連携し迅速に行うこと。
- 上下水道施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 飲料水の確保及び応急給水活動を迅速に行うこと。
- 応急給水活動の広報活動を迅速に行うこと。
- 緊急通行車両を迅速に手配、確保すること。
- 緊急通行車両確認証明書、標章の手配を迅速に行うこと。
- 輸送計画に基づき、道路輸送における車両の確保、空中輸送におけるヘリコプターの受入れ・地上支援体制を行うこと。
- 状況判断の上、総務対策部と相談の上、他部班への応援を行うこと。
- 公営住宅の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施すること。

発災より数時間	■ 土木・建築班 ■ 土木・施設等 1. 河川の水位、雨量の情報収集 関係機関等と連絡をとり、雨量・水位の状況を把握する。 2. 水防計画に基づく非常監視及び警戒 消防機関と連携し、水防区域内の巡視・監視警戒を厳重に行う。 3. 道路等の緊急点検 重要路線を主体に道路パトロールにより被災状況を把握する。 4. 緊急措置実施箇所の決定 緊急輸送路確保のため、緊急復旧作業が必要な箇所を決定し、復旧のための作業量や対応方法等を検討する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	住宅・調査等 1. 住宅の被害の把握 町民対策部から随時報告を受け、住宅被害の状況を把握する。	<input type="checkbox"/>
	公営住宅関係等 1. 公営住宅の被害調査 施設の被害状況及び入居者等の状況を確認する。 ①建物、電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する ②その他、設備の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<hr/> ■ 輸送班 ■ 輸送関係等 1. 輸送計画に基づく車両の確保 ①町有車両の待機・使用、町有以外の車両等の確保（借上等） ②緊急通行車両確認証明書、標章の車両への備え付け 2. 輸送の実施と記録 輸送を実施した場合は、輸送記録簿により、輸送状況を記録する。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	<hr/> ■ 上下水道班 ■ 上下水道関係等 1. 上下水道施設の被害調査 稼動状況及び被害の状況確認。	<input type="checkbox"/>
	■ 土木・建築班 ■ 土木・施設等 1. 河川の水位、雨量の情報収集 引き続き状況を把握する。	<input type="checkbox"/>

2. 水防計画に基づく非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要に応じた水防作業を実施する。	<input type="checkbox"/>
3. 道路等の緊急点検	
①引き続き各路線を点検調査する	<input type="checkbox"/>
②住民等からの被災通報箇所については、逐次現地確認を行う	<input type="checkbox"/>
③路上の軽微な障害物等の除去を行う	<input type="checkbox"/>
4. バリケード等による危険箇所への応急措置 電柱等道路占用施設の被害や、路面の損傷等により通行に危険がある箇所について、直ちにバリケード等による応急措置を行う。	<input type="checkbox"/>
5. 二次災害発生予想箇所の把握 二次災害の発生が予想される箇所について現地確認を行う。	<input type="checkbox"/>
6. 交通規制の実施 警察と協力して交通規制を実施する。	<input type="checkbox"/>
住宅・調査等	
1. 住宅の被害調査 現地における住宅の被害を調査する。	<input type="checkbox"/>
2. 被害調査のとりまとめ (総務対策部へ報告)	<input type="checkbox"/>
公営住宅関係等	
1. 施設の各種設備の被害調査	
①建物、電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>
②その他、設備の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>
<hr/>	
■ 輸送班 ■	
輸送関係等	
1. 食糧の輸送 避難所担当の各部班と連携し食糧を輸送する。	<input type="checkbox"/>
2. 物資の輸送 避難所担当の各部班と連携し物資を輸送する。	<input type="checkbox"/>
<hr/>	
■ 上下水道班 ■	
上下水道関係等	
1. 水道施設の被害調査等	
①送・配・導水管路等の被害状況の把握	<input type="checkbox"/>
②断水地域、断水戸数の把握	<input type="checkbox"/>
2. 下水道施設の被害調査等	<input type="checkbox"/>
幹線管渠の流下状況、区域内の管渠及びマンホール等工作物の被害状況を把握する。	<input type="checkbox"/>

1 2 日	3. 上下水道施設の被害状況の取りまとめ 上下水道施設の被災状況、復旧見込み等を取りまとめ、報告する。 (総務対策部へ報告)	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 土木・建築班 ■</p> <p>土木・施設等</p> <p>1. 河川の水位、雨量の情報収集 引き続き状況を把握する。</p> <p>2. 水防計画に基づく非常監視及び警戒 引き続き状況を把握するとともに、被害の拡大防止のため、必要に応じた水防作業を実施する。</p> <p>3. 道路等の応急復旧</p> <p>①危険な橋梁は、通行止め等の措置を講じ、迂回路の案内を標示する</p> <p>②道路の交通確保について、町内建設業者等に指示し、順次復旧措置を行う</p> <p>③路面の亀裂、陥没等についても、町内建設業者等に指示し、埋め戻し等を行う</p> <p>4. 二次災害防止のための応急措置の実施</p> <p>5. 交通規制の実施 警察と協力して交通規制を実施する。</p> <p>住宅調査等</p> <p>1. 被害調査の取りまとめ</p> <p>2. 被災宅地（被災建築物）危険度判定の準備体制づくり</p> <p>公営住宅関係等</p> <p>1. 施設の被害状況の取りまとめ</p> <p>2. 応急修理実施の準備 施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 輸送班 ■</p> <p>輸送関係等</p> <p>1. 食糧の輸送 避難所担当の各部班と連携し食糧を輸送する。</p> <p>2. 物資の輸送 避難所担当の各部班と連携し物資を輸送する。</p>	<input type="checkbox"/>
	<p>■ 上下水道班 ■</p> <p>上下水道関係等</p> <p>1. 応急給水の実施</p> <p>①町民対策部と連携し、給水需要を予測し、給水方針を決定する</p> <p>②避難所等必要な地域から、給水車等による応急給水を実施する</p> <p>③応急給水の広報（実施場所、給水車等の時間など）</p>	<input type="checkbox"/>

	2. 下水道施設の応急措置	
	①枝線の被害は本復旧を前提とし、幹線の被害は場所・程度に応じて 応急措置を行う	□
	②停電で処理場機能が停止した場合は、自家発電のポンプ運転を行う	□
	3. 応急復旧への準備	
	①応急復旧に必要な資機材や人員体制を確保する	□
	②不足する資機材及び人員は関係機関と調整を図り、民間業者等との 協力体制を整える	□

【6】教育対策部

○風水害発災前の対応

- ①児童生徒の帰宅等の措置を事前に行うこと。
- ②児童生徒の避難、保護を事前に行うこと。

【初動期の主な活動】

- 児童生徒の安全確保を第一に考え、避難、保護を迅速に行うこと。
- 児童生徒の安否確認を迅速に行うこと。
- 学校関係機関、その他団体との連絡調整に關すること。
- 学校施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 社会教育施設の利用者の避難を迅速に行うこと。
- 社会教育施設の被害調査を迅速に行うこと。
- 各種被害情報の収集、集計、とりまとめにおいては、いつの時点の情報か注意してまとめること。
- 常に気象情報等に留意すること。
- 避難所担当の各部班と連携し、避難者の受入れ準備を行うこと。
- 応急教育への準備を行うこと。

チェック欄

発災より数時間	■ 学校教育班 ■ 学校教育関係等	
	1. 避難措置の実施 詳細は各学校の避難計画等の運用に基づき行う。	<input type="checkbox"/>
	2. 在校の児童生徒の安否確認・保護者との連絡調整 学校長を通じて実施。	<input type="checkbox"/>
	3. 学校教育施設の被害調査 学校長と協力し、教育施設の被害及び児童生徒の状況を確認し、本部に報告する。	
	①電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>
	②その他、設備の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>
	<hr/>	
	■ 社会教育班 ■ 社会教育関係等	
	1. 利用者の避難を安全に行う	<input type="checkbox"/>
	2. 社会教育施設・体育施設の被害調査 施設の長等と協力し、施設の被害を確認し、本部に報告する。	
①電気、水道、ガス、電話の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>	
②その他、設備の被害状況を調査する	<input type="checkbox"/>	

<p>■ 学校教育班 ■</p>	<p>学校教育関係等</p>	<p>1. 休校措置等の検討 <input type="checkbox"/></p> <p> 学校教育施設の被害状況により、学校長と休校措置を協議する。</p> <p>2. 学校教育施設の各種設備の被害調査 <input type="checkbox"/></p> <p>3. 通学路等の安全確認 <input type="checkbox"/></p> <p> ①学校長を通じ、教職員に対し、通学路の安全確認の指示を行う <input type="checkbox"/></p> <p> ②通学路の破損状況を本部へ連絡し、状況により、安全な通学路を協議する <input type="checkbox"/></p> <p>4. 各種施設の当面の運営方針の検討 <input type="checkbox"/></p> <p> 施設の被害状況により、休校措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討する。</p> <p>5. 避難所運営への協力 <input type="checkbox"/></p> <p> 避難所が開設されたときは、その運営に協力する。</p>	
<p>■ 社会教育班 ■</p>		<p>社会教育関係等</p>	<p>1. 社会教育施設・体育施設の各種設備の被害調査 <input type="checkbox"/></p> <p>2. 各種施設の当面の運営方針の検討 <input type="checkbox"/></p> <p> 施設の被害状況等により、休館措置、応急対策活動拠点としての利用等、当面の施設運営方針を検討する。</p> <p>3. 避難所運営への協力 <input type="checkbox"/></p> <p> 避難所が開設されたときは、その運営に協力する。</p>
<p>1 ～ 2日</p>	<p>■ 学校教育班 ■</p>	<p>学校教育関係等</p>	<p>1. 学校教育施設の被害状況の取りまとめ <input type="checkbox"/></p> <p>2. 応急教育実施の準備 <input type="checkbox"/></p> <p> ①学校長と協議し、応急教育への対策方針を検討する <input type="checkbox"/></p> <p> ②学校教育施設の被害箇所、危険箇所の応急修理を実施する <input type="checkbox"/></p> <p> ③学用品等の支給対象児童等を学校長の報告により把握する <input type="checkbox"/></p> <p> ④学用品及び教科書の調達、配分を準備する。 <input type="checkbox"/></p>
<p>■ 社会教育班 ■</p>		<p>社会教育関係等</p>	<p>1. 社会教育施設・体育施設の被害状況の取りまとめ <input type="checkbox"/></p> <p>2. 文化財施設の被害調査 <input type="checkbox"/></p>

11. 避難誘導等

(1) 避難の勧告、指示区分の基準

	発令時の状況	基準等	住民に求める行動
避難準備 (要援護者避難) 情報	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者など避難行動に時間を要する者及び避難所までの距離が遠い方が避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川が一定時間後に次の水位に到達すると予測されるとき。 〔はん濫注意水位（警戒水位）〕 ・音更川・・・265.63 m ・居辺川・・・207.35 m ● その他諸般の状況から、要援護者等について事前に避難させておく必要があると認められるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、決められた避難場所への避難行動を開始 ●避難支援者（行政区、民生委員、ボランティア等）は、支援行動を開始 ●上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大雨、暴風、洪水の警報等が発表され、避難の準備あるいは避難を要すると判断されたとき。 ● 河川が次の水位を超えるおそれがあるとき。 〔はん濫注意水位（警戒水位）〕 ・音更川・・・265.63 m ・居辺川・・・207.35 m ● その他諸般の状況から、避難準備又は事前に避難させておく必要があると認められるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる者は、決められた避難所への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の前兆現象や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ●人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ●事前避難のいとまがない場合、例えば、地震、火災、洪水等による被害の危険が目前に切迫していると判断されるときは、至近の安全な場所に緊急避難させる。 <p>※なお、避難として利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、輸送用の車両等を用意するなどあらゆる手段を講じて、他地域の収容避難場所へ避難させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ●未だに避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(2) 勧告・指示伝達事項

- (1) 勧告又は指示者
- (2) 避難又は指示の理由
- (3) 避難対象区域
- (4) 避難先とその場所名
- (5) 避難経路
- (6) 注意事項
 - ア 避難にあたって、必ず火気危険物等（器具消火、ガス元栓の閉め等）の始末を徹底する。
 - イ 避難時の戸締まりをする。
 - ウ 大雨、台風災害に備え家屋の補強、家財道具の安全な場所への移動。
 - エ 携帯品は、必要最小限にする（食料、水筒、タオル、着替え、救急薬品）。
 - オ 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨具、防寒用具等を携帯する。
 - カ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

(3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難措置を実施するときは、広報車、ラジオ・テレビ、警鐘・サイレン等の信号、消防団員等による伝達、行政区等の協力、北海道防災対策支援システムによるHPへの掲載、携帯メール、その他の連絡手段等により、住民への周知徹底を図る。

また、町、道（支庁）、北海道警察及び自衛隊は、避難措置を行った場合、その内容について相互に連絡通報する。

(4) 避難誘導

避難誘導は次の避難誘導要領に従い実施する。

その際は、道路の状況及び危険箇所の位置等を確認し、安全の確保を第一に誘導する。

(5) 避難誘導要領

<p>(1) 避難誘導體制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民対策部、教育対策部の統括のもと、町職員、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行う。 ● 誘導員は、町職員並びに消防職員、当該地域の消防団員とする。 ● 避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行い、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。 ● 警察署等に避難場所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。
<p>(2) 優先して避難させるべき者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 負傷者及び高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の災害時要援護者。 <p>※その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 先に災害が発生すると認められる地区内の居住者。
<p>(3) 避難の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難は、可能な限り行政区単位で行うこととする。 ● 避難は、避難者自ら行うことを原則とする。 ● 避難者が自立で立ち退くことができない場合、避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合、その他施設の老人、子供等の避難については車両等の使用及びヘリコプター等の派遣要請による。 ● 大規模な移送を要し、町では対応できない場合は、近隣市町村及び道（支庁）に応援要請を行う。
<p>(4) 誘導時の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ● 状況により表示板等を設置し、誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 ● 特に夜間は、照明を確保するとともに、浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を利用し、安全を期する。
<p>(5) 避難者への周知徹底事項</p>	<p>(勧告・指示伝達事項の注意事項を参照のこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戸締り、火気の始末を完全にする。 ● 携帯品は、必要最小限のものにする。 ● 服装は、なるべく軽装とし、帽子、頭巾、雨具、防寒用具等を携行する。

【参考資料】避難所及び避難場所

(平成 22 年 4 月現在)

① 指定避難所及び避難場所

	避難所	電話番号 (01564)	対象地区		※ 二次避難所	(一時) 避難場所
			市	区		
1	スポーツセンター	2-2249	市 街 地 区	3区1、3区2、 4区、5区	南地区集会所	上土幌町スポーツ センターグラウンド
2	山村開発センター	役場からの内線 2-2111		6区、14区	南地区集会所	役場駐車場
3	上土幌中学校	2-2024		7区1、8区	北地区集会所	上土幌中学校 グラウンド
				9区、10区1、 10区2、17区	東地区集会所	
4	上土幌小学校	2-2015		7区2、16区	北地区集会所	上土幌小学校 グラウンド
				11区1、11区2、 12区	西地区集会所	
5	上土幌高等学校	2-2549	1区、2区、13区、 15区	南地区集会所	上土幌高等学 校グラウンド	
6	糠平小学校	4-2054	糠平、幌加、三股 地区	糠平文化ホール	糠平小学校グ ラウンド	
7	北居辺小学校	2-4497	北居辺地区	北居辺コミュニ ティーセンター	北居辺小学校 グラウンド	
8	東居辺小学校	2-4467	東居辺地区	東居辺コミュニ ティーセンター	東居辺小学校 グラウンド	
9	北門小学校	2-4383	北門地区	北門コミュニ ティーセンター	北門小学校グ ラウンド	
10	萩ヶ岡小学校	2-4352	萩ヶ岡、清水谷地区	萩ヶ岡コミュニ ティーセンター	萩ヶ岡小学校 グラウンド	
11	上音更小学校	2-3860	上音更、豊岡、勢多 地区	上音更コミュニ ティーセンター	上音更小学校 グラウンド	

※ 二次避難所は、災害状況に応じて、あらかじめ指定された施設以外を開設するものとする。

② 利用できるその他の一時避難場所

	一時避難場所	所在地	備考
1	交通公園	上土幌東 2 線 236 番地	
2	旧上土幌高等学校グラウンド	上土幌東 3 線 240 番地	
3	たか台公園	上土幌東 4 線 241 番地	
4	航空公園	上土幌基線 242 線番地 ほか	

【参考資料】避難者カード（書式例）

避難者カード

※欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにしてください。

※ 避難所名					※ 担当職員 所属・氏名		
住所					※地区名 (行政区)		
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	備考	
	世帯主						
計	男・女・計						
	名	名	名				
特記事項							

(注) 1世帯ごと1枚の避難者カードを配布し、記入を求めること。

【参考資料】震度と被害の目安

出典：「気象庁震度階級関連解説表」より（人間・家屋・屋外の状況を抜粋）

震度階級	人間	家屋の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じない。		
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全をを図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	多くの人が、身の安全をを図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【参考資料】「注意報基準」（帯広測候所）

注意報		基準	
風雪（平均風速）		10m/s以上 雪による視程障害を伴う	
強風（平均風速）		12m/s以上	
大雨 （雨量）	R1	25 mm以上	
	R3	40 mm以上	
洪水		雨量基準なし	
大雪		25cm 以上	12 時間降雪の深さ
雷		落雷等により被害が予想される場合	
乾燥		最小湿度 30%以下	実効湿度 60%以下
濃霧（視程）		200m以下	
霜（最低気温）		3℃以下	
なだれ		① 24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ② 積雪の深さ 50cm 以上で日平均気温 5℃以上	
低温		4・5・10月 （最低気温）平年より 5℃以上低い	
		11 月～3 月 （最低気温）平年より 8℃以上低い	
		6～9 月 （平均気温）平年より 4℃以上低い日が 2 日以上継続	
着雪		気温が 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪（雨量、融雪量）		60 mm以上	24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計

（注 1） R1 は、1 時間雨量を示す。

（注 2） 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

（注 3） 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

【参考資料】「警報基準」(帯広測候所)

警 報		基 準		
暴 風(平均風速)		20m/s 以上		
暴風雪(平均風速)		18m/s 以上 雪による視程障害を伴う		
大雨 (雨量)	R1	50 mm以上	土壌雨量 指数基準	120
洪水 (雨量)	R1	50 mm以上	流域雨量 指数基準	音更川流域=27 居辺川流域=11 サックシュオルベツ川流域=13 シリクニ川流域=10
大雪		50cm 以上	12 時間降雪の深さ	

(注1) R1は、1時間雨量を示す。

(注2) 大雨警報発表中に、重大な土砂災害の発生が予想される場合には「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっています。」といった説明を加えて、「重要変更!」と明示した警報が発表される。

(注3) 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指標。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

(注4) 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

●記録的短時間大雨情報

大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測又は解析したことを発表する情報。

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを周知するために発表するもの。

記録的短時間大雨情報 発表基準値	1時間雨量 90 mm
------------------	-------------

【参考資料】風水害等の種類と特性

出典：消防防災博物館（（財）消防科学総合センター）ホームページ

災害の種類		特性	発生地域	原因 (誘引)	関係する主な 気象現象
洪水害	外水氾濫	河道から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	大河川の中・下流域	大雪 融雪	台風・低気圧・前線
	内水氾濫	洪水時、本川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により堤内地（注）の排水が困難となり浸水する。	大河川中・下流域の堤内地	大雪 融雪	台風・低気圧・前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	大雨	台風・低気圧・前線・雷雨
	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層・変成岩・火山性変質岩地帯 比較的緩傾斜地	長雨 大雪 融雪	低気圧・前線
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で渓床を流下する。	山地の渓床	大雨	台風・低気圧・前線・雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風・低気圧・前線・たつまき

（注）堤内地：堤防により洪水氾濫から守られている土地

【参考資料】 雨の強さと降り方

出典：気象庁（平成12年8月作成）（平成14年1月一部改正）

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内（木造住宅を想定）	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 ～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞け取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上 ～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上 ～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプランニング現象）	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上 ～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起こりやすい 多くの災害が発生する
80以上 ～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる					雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要

表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【参考資料】 風の強さと吹き方

出典：気象庁（平成 12 年 8 月作成）（平成 14 年 1 月一部改正）

平均風速 (m/s)	おおよその時速	風圧 (kg 重 /m ²)	予報用語	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	車に乗っていて	建造物の被害
10 以上 15 未満	~50 km	~11.3	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩かなくなると傘がさせない。	樹木全体が揺れる。電線が鳴る	道路の吹流しの角度、水平(10m/s), 高速道路で乗用車が横風に流される感覚を受ける	取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める
15 以上 20 未満	~70 km	~20.0	強い風		風に向かって歩けない。転倒する人もでる。	小枝が折れる	高速道路では、横風に流される感覚が大きくなり、通常で運転するのが困難となる	ビニールハウスが壊れ始める
20 以上 25 未満	~90 km	~31.3	非常に強い風 (暴風)	高速道路の自動車	しっかりと身体を確保しないと転倒する。		車の運転を続けるのは危険な状態となる	鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる
25 以上 30 未満	~110 km	~45.0			立ってられない。屋外での行動は危険。	樹木が根こそぎ倒れはじめる		ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める
30 以上	110 km~	45.0~	猛烈な風	特急列車				屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されます。風速は、風速計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても周辺の地形や地物の影響で風速は異なります。
- (2) 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

【参考資料】土砂災害の前兆現象

出典：「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」
(平成17年3月)

種類	前兆現象	説明
土石流	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性が高い。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる	溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立木の折れる音等が下流まで聞こえる現象。
	溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木等が混ざっている	溪流の上流部で土石流が発生し、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
	降雨が続いているにもかかわらず、水位が急激に減少し始める	溪流の上流で崩壊が発生し、河道を埋塞して天然ダムが形成され、溪流の水が貯留されたために認められる現象。天然ダム決壊により土石流が発生する可能性が高い。
	異様な山鳴りがする	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴りが生じる現象。崩壊が起こり土石流発生につながる可能性が高い。
	異様なにおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木のおい等）がする	溪流の上流で崩壊等が既に発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土のおい、崩壊に伴って発生した流木のおい等が考えられる。
	溪流付近の斜面が崩れだしたり、落石等が発生している	溪流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生の引き金になる。
	溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない	溪流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生の引き金となる。
がけ崩れ	斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	小石が斜面からばらばらと落ち出す	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するととともに異常な音が発生する現象、崩壊に至る可能性が高い。
	斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変位が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

種類	前兆現象	説明
	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹出しがみられる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	湧き水の急激な増加、あるいは減少・枯渇が認められる	同上
地すべり	地鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により発生する現象。
	家鳴り	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。
	根の切れる音	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断される音が聞こえる現象。
	地面の振動	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、地面の振動が発生する現象。
	木の枝先の擦れ合う音(風のないとき)	地すべりブロック(土塊)の急激な移動により、ブロック上の木々が擦れる現象。
	亀裂や段差の発生・拡大	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
	地表面の凹凸の発生	地すべりブロック(土塊)の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象。
	擁壁のクラックや押し出し	地すべりブロック(土塊)の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。
	舗装道路やトンネルのクラック	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。
	電線のたわみや引っ張り	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のたわみや引っ張りが認められる現象。
	建物等の変形(戸の締まりが悪くなる、壁に隙間ができる)	地すべりブロック(土塊)の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	橋等に異常を生じる	地すべりブロック(土塊)の移動により、移動ブロックの境界にある橋梁に変位を生じる現象。
	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	地下水の急激な変化(枯渇や急増)	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	地下水の濁り	同上
湧水の流量の変化(枯渇や急増)	同上	
湧水の濁りの発生	同上	
新しい湧水の発生	地すべりブロック内部の地下水位が急激に増加したため認められる現象。地すべり内部の水圧が上昇し、地すべりブロックを滑らす力(滑動力)が増大する。	

【参考資料】被害状況判定基準

人的被害の報告にあつては、地元の警察署と災害による被害であるか否か、氏名、住所、死亡原因、負傷程度等について十分協議のうえ報告すること。

被害区分		判定基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。 又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行先不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のために負傷し、1ヶ月以上の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
被害	軽傷者	<p>災害のために負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の判断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	住家被害	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は、社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの。)を問わず、全てを住家とする。</p>
被害	世帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>

被害区分		判定基準
住家被害	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないものである。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	非住家被害	<p>(1) 非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。</p> <p>(2) これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。</p> <p>(3) 公共物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に共する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(4) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(5) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(6) 被害の算出は、住家に準じる。</p>

被害区分		判定基準
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径 1 mm以下にあっては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあっては 5 cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	(1) 頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、協同作業場種苗施設、家畜繁殖施設、放牧場、家畜診療施設、及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜産等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果物は除く。)、草地畜産物等をいう。
	土木被害	河川
砂防設備		砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
地すべり防止施設		地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
急傾斜地崩壊防止施設		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
道路		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
橋梁		道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
下水道		下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。

被害区分		判定基準
土木被害	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 （1）港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 （2）被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地滑り等をいう。
	治山施設	既設の治山施設をいう。
	林道	林道経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
被商害工	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害		公立の小中高校の他幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館等の施設。
社会福祉施設等被害		老人福祉施設等をいう。
その他	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

【参考資料】洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）でまとめられた「改善を行う用語・表現」

出典：「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（提言）」
（平成18年6月22日）別表

■水位情報で用いる用語

現行	改善後
計画高水位	はん濫危険水位 ※河川計画や事業実施においては、堤防設計水位である計画高水位を使用
危険水位	はん濫危険水位
特別警戒水位	避難判断水位
警戒水位	はん濫注意水位
指定水位	水防団待機水位

■河川の洪水警報等*で用いる用語

（※国土交通大臣等と気象庁長官が共同で個別の河川毎に行う洪水警報等）

現行	改善後
（〇〇川）洪水情報	〇〇川はん濫発生情報 〇〇川はん濫危険情報
（〇〇川）洪水警報	〇〇川はん濫警戒情報
（〇〇川）洪水注意報	〇〇川はん濫注意情報

■その他の用語

現行	改善後
破堤	堤防の決壊
決壊	決壊 （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が決壊）
欠壊	一部流出（崩壊） （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防が一部流出）
越水・溢水	水があふれる （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から水があふれる）
浸水	浸水 （対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
冠水	浸水 （対象地区を明確化／例：〇〇地区が浸水）
出水	増水
洗掘	深掘れ
漏水	漏水 （対象地区を明確化／例：〇〇地区の堤防から漏水）

現行	改善後
法崩れ	堤防斜面の崩れ
既往最大流量	過去最大流量
水防警報指定河川	水防警報河川
水位情報周知河川	水位周知河川
樋門・樋管	(排・取)水門
排水機場	排水ポンプ場
(堤防)天端	(堤防の)上端、上面
右岸・左岸	〇〇市側
AP	AP(東京湾中等潮位-1.1344m)
YP	YP(東京湾中等潮位-0.8402m)
堤内地・堤内	堤防の居住側(堤防より居住地側)
堤外地・堤外	堤防の川側(堤防より川側)
高水敷	河川敷
派川	派川(分岐して流れる川)
直轄区間	国管理区間
指定区間	県(都道府)管理区間
川裏	居住側(居住地側)
川表	川側
法・法面	堤防斜面
沿川	川沿い
内水	内水(河川に排水できずにはん濫した水)
強雨域	強い雨が降る範囲(〇時間〇〇ミリ以上)
(以下、ダム関係)	
ただし書き操作	無調節操作(ゼロカット操作)
設計洪水水位	設計最高水位
サーチャージ水位	洪水時最高水位
常時満水位	平常時最高貯水位
洪水期制限水位	洪水貯留準備水位

(備考)

上記に掲載の用語等は、「洪水等に関する防災用語改善検討会」(国土交通省河川局)における最終提言によるものであり、用語の改善については可能なものについて平成18年度から報道機関との意見交換、アンケート等による国民からの意見を踏まえて導入する予定となっている。

本マニュアルでは今後の参考として掲載するものであり、専門用語を変更することで、河川管理の現場で混乱が生じるおそれがある場合や冗長になる場合は、むやみに変更せず、説明を付して使用するべきである。

【参考様式】

■様式1 災害情報報告

様式1 (各部)

災害情報報告

(報告 号)

				総務対策部		
受付日時		月 日		時 分		
総務対策部長		副部長		総務班長		
部及び部長名	印		情報連絡責任者	印		
現地責任者	印		情報受理者名	印		
情報提供者	住 所	電話番号	所 在 (具体的に)			
情 報 の 概 要 (下記の重点ごとに番号で表現し記載すること。)						
①発生時間	②場 所	③原 因	④被害状況	⑤応急処置	⑥対策要求	⑦対策経費 ⑧その他
総務対策部特記事項						

注 : 各部所管に係る災害情報の報告用

(各部→本部 総務班)

■様式2 被害状況報告（速報・中間・最終）

様式2（各部）

被害状況報告（速報・中間・最終）

		総務対策部					
		受付日時	月 日 時 分				
		総務対策部長	副部長	総務班長			
部及び部長名		印					
班及び班長名		印					
災害の原因		災害情報連絡責任者 印					
災害発生場所		災害発生日時 月 日 時 分					
報告の时限		月 日 時 分現在					
報告日時		月 日 時 分					
項目	件数等	被害金額(千円)	項目	件数等	被害金額(千円)		
①人的被害	死者	人	⑤土木被害	河川箇所			
	行方不明	人		海岸箇所			
	重傷	人		砂防設備箇所			
	軽傷	人		地すべり箇所			
	計	人		急傾斜地箇所			
②住家被害				道路箇所			
				橋梁箇所			
				小計箇所	0	0	
				市町村工事			
				河川箇所			
			道路箇所				
③非住家被害			橋梁箇所				
			小計箇所	0	0		
			漁港箇所				
			漁港箇所				
			下水道箇所				
④農業被害			公園箇所				
			崖くずれ箇所				
			計箇所	0	0		
			漁船				
			沈没流出箇所				
⑥水産被害			破損箇所				
			小計箇所	0	0		
			漁港施設箇所				
			共同利用施設箇所				
⑦林業被害			その他施設箇所				
			漁具(網)件				
			水産製品件				
			その他件				
			計	0	0		
			⑧その他			林地箇所	
						治山施設箇所	
						林地箇所	
						林道箇所	
						林産物箇所	
その他箇所							
⑨一般民有林			小計箇所	0	0		
			林地箇所				
			治山施設箇所				
			林道箇所				
			林産物箇所				
⑩その他			その他箇所				
			小計箇所	0	0		
			計箇所	0	0		
			計	0	0		

注) 速報は件数のみ

(各部→本部総務班へ被害報告)

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所	0	0
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
火葬場		箇所		鉄道施設		箇所			
	計	箇所	0	0		被害船舶(漁船除く)	隻		
⑨商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸			
	そ の 他	件		電 話	回線				
計			件	0	0	電 気	戸		
⑩公立文教施設被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸				
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計			—	0	
計			箇所	0	0	被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数			世帯	0		危 険 物	件		
罹災災者数			人	0		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（支庁）								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告）									
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 									

■様式 4 災害対策活動実施状況

様式 4

災害対策活動実施状況

(年 月 日 時 分現在 : 中間報告 ・ 最終報告)

作成者所属氏名

災害対策	実施状況 (内容・進捗状況)	今後の対策

- 注： 1) この様式は実施した、又は実施中の災害対策についての報告用。(各部→本部 総務班)
- 2) 災害対策は、項目（種別）ごとに記入すること。
- 3) 実施状況は活動期間、延べ人数、延べ使用機械、処置、被災者に対する各諸措置、他都市の応援状況等をできる限り具体的かつ明確に記入すること。
- 4) 今後の対応は、今後の実施日程、実施担当機械、従事予定人員機材、作業内容等を記入すること。

災害発生時の職員初動マニュアル

平成21年7月
上士幌町
上士幌町災害対策本部